

入植したのであるが爾来県営として開墾作業に従事しその傍ら住宅建設家畜の育成新墾地の営農等あらゆる苦難と欠乏に耐え刻苦經營すること四年その間昭和十三年五月十三四兩日の大霜害では麥その他農作物は全滅し一時は茫然自失中には離農を口にするものもあったが入植当時組織した弥栄産業組合を最も巧に利用運營してこの難局を見事に突破し予定期間に予定以上の開発を完成して模範的な楽土安住の地を建設したからである昭和二十二年八月十九日には畏くも天皇陛下の行幸を仰ぎ親しく激励の御言葉を賜り吾等感激筆舌に尽し難く茲に十五周年を迎えるに当り創業以来の事業の一斑を敘してこの楽土と共に子子孫孫に伝う

福島県知事 大竹 作 摩

題額併選文

〔矢吹町 稻荷釜地内〕

4 農 業

三二一〔明治一八年馬耕器使用法伝習会通知〕

勅第四拾四号

中畑村 世話掛

農具改良之為メ肥後地方慣用ノ馬耕器（縦鋤并馬耙）并教師ヲ派

遣シ器械之使用方法伝習致サシムベク旨客年十一月十四日勅第五

五七号以郡達相成居候処明二十九日馬耕教師出張白河町ニ於テ実

ニ就キ伝習候ニ付有志者出張為致候様可取計旨郡衛第二科者へ照会越候条其村有志之者ハ西白河郡役所第二科へ出頭届濟之上伝習ヲ可受旨村内へ無洩可相違此旨至急ヲ以テ相違候事

明治十八年五月二十八日

西白河郡矢吹村外十五ヶ村戸長 中 葉 重 朗 郎

〔中畑 岡崎長成家文書〕

三二二〔明治二三年西白河郡臨時農事調〕

臨時農事調

西白河郡

調査主眼

西白河郡農業

一農戸数 五千八百八十七戸

專業 四千六百五十八戸

兼業 千二百二十九戸

一農人口 三万六千六百二十四人

十五歳未満 一万九千九十一人

十五歳以上 一万七千六百五十一人

五十歳以上 六千九百八十二人

專業 三万千百十一人

兼業 五千五百十三人

一耕地反別 九千十町三反一畝十三步

田 六千四百町七畝五步 七万九千八百二筆

畑 二千九百五町五反四畝八步 六万九千九十八筆

一作付反別 九千九百六十町七反九畝四步

一反步ニ付一反一畝一步

一農産收入総額 五十五万八千二百四十八円二十五銭九厘

一農家負担総額 六万八千八百十四円六十二銭三厘

一收入負担差引残額 四十九万六千四百三十三円六十三銭六厘

一農家負債総額 五万参千五百九十円三十銭五厘

一農家貯金総額 一万五百五十六円十七銭七厘

各項対照表

項目	農家	一人	一戸
田畑	二反四畝十八步	一町五反三畝一步	
作付反別	二反七畝五步	一町六反九畝五步	
収入	十五円二十四銭二厘	九十四円八十二銭七厘	
負担	一円六十八銭七厘	十円五十銭	
所得	十三円五十五銭四厘	八十四円三十二銭七厘	
貯蓄	二十八銭八厘	一円七十九銭三厘	
負債	一円四十六銭三厘	九円十銭三厘	

一氣候

降霜 初十月中旬

終四月下旬

降雪 大雪 尺余

小雪 三・四寸

降雨 六七月頃最も多

八九月頃最も少

恒風 夏南風春ハ北風多シ

一虫送 雨乞 祭日 挿苗等ニ関スル風俗慣習

古来ヨリ慣習ニシテ郡内十中七八分ハ虫送雨乞等ニ多人数相

集リ寺僧又ハ神官等ヲ頼ミ祈禱ス 祭日又ハ挿秧ノ了セシ時

ニハ近隣相親キモノ共打寄り祝意ヲ表スルヲトレリ

別ニ記スベキ風習ナシ

一專業農家及兼業農家ノ生活

專業農家ヲ別ケテ三トス上位ノ者ハ其所有田畑ノ多数ナルヲ

以テ其全部又ハ幾分ヲ他人ニ小作セシメ生計富ハ家裕ナリト

ス 中位ノ者ハ所有地又小作スルヲ以テ生活裕ナラスト雖モ

又苦マス 其下位ニアル者ニ至テハ概小作人ニシテ僅ニ三四

ケ月ノ食料ヲ支フルニ過キス種々ノ業ヲナスモ一家ヲ維持ス

ルニ定ラス其困難ナル実ニ筆紙ニ尽シ難シ

兼業農家ハ重ニ人家稠密ノ所ニ存在シ多ク其数少ナリト雖モ

専業者ニ比セハ幾分か優レルノ状態アルカ如シ

一子業ノ種類

一絢繩 縫織 皮鞋造

一 薪炭業

一 運搬業

一 商業

一 一ヶ年休業日

本郡ハ插秧後二三日間其他元旦盆節旬等凡ソ三十五六日休業ス

郡内ノ欠点トスルモノ

一 農民ノ其業務ニ勉セサル事

前農家労働ノ状況ニ記シタルカ如クニシテ別ニ記スル事ナシ

一 身代限ノ多キ事

身代限ヲ為セシモノ十八年十九年二十年ノ間ニ二人ニシテ其

原因ハ家業ヲ怠リ負債弁償セルニ依ル

一 貧民ノ多キ事

本郡内ニハ貧ニシテ官ノ求助ヲ受ル者一人ニシテ他郡ニ比シ

貧民ノ多ニモアラザルベシ

一 諸税及市町村費怠納者ノ多キ事

本項ニ対スル息納金ハ六十七円四十五銭八厘ニシテ其内公費

□□□□□□多キニ因ル

一 負債ノ多キ事

二十一年質入書入セシ口数ハ四百八十一件比金二万五千七百

七十九円八十八銭三厘其他借金一万五千二百二円二十一銭五

厘トヲ合シ四万九百八十二円九銭八厘トナリ之ヲ農家戸数ニ

平均スルトキハ六円九十七銭三厘人口ニ平均スル時ハ一円十

一銭八厘トナル実ニ多額ノ負債ト云フヘシ其重ナル原因ハ其

稼業ノ充分ナラサルナキニアラスト雖モ一般農業ノ薄利ナル

ニ依ルナラン

他郡ニ比較シテ整備セルモノ

一 交通運輸便ナル事

郡内地勢平坦ニアラザルモ国道アリ又十八年以来各里道開

修二十一年鉄道八郡ノ中央ヲ貫通シ交通運輸共ニ頗ル便利ナ

リ

一 肥料ヲ得ルノ便ナル事

郡内西南山間ハ厩肥ヲ以テ田畑ニ施シ別ニ肥料欠乏ヲ来サス

ト雖モ其他原野次第ニ聞ケテ耕地トナリ随テ肥料ノ欠乏ヲ告

ルニ至ルヘシト雖モ汽車ノ便ナルヲ以テ魚粕其他ノ肥料ヲ他

ヨリ輸入スルハ又難キニアラサルナリ

一 菓実蔬菜販路ノ便ナル事

菓実蔬菜類ハ相応ノ販路ナシトセサルモ習慣ノ久シキ栽培セ

サルノミナラス通常農家日常入用ノモノスラ多少買入ル有様

ナリ

〔県庁文書「明23農事調査」抜粋〕

三三三〔明治二十三年西白河郡農事調査〕

一 農業ニ関スル諸般ノ施設

其一 本郡ハ米産ヲ以テ其名県内ニ知ラル

然レドモ維新后製造方粗悪ニ流レ米質稍佳ナレドモ声価ヲ

高ムル勢力ナク明治二十年全郡米商組合規則設置之ニ依リ

夫々改良ニ従事スル著シキ功ナン

明治二十二年県庁米作教師ヲ派遣シ撰種耕耘等ノ改良ヲ図

レリト雖モ月尚浅ク如之郡ノ一部ニ止マリ冷ク農家ニ感セ

サルヲ以テ未タ往日ノ面目ヲ改メス之レカ為メ敢テ声価ノ

高低ヲ見スト雖モ明治二十年一郡連合町村費及ヒ本県ノ補

助費ヲ仰キ白河町ニ於テ重要物産中米麦大豆茶繭生糸等ノ

共進会ヲ開キ奨励ノ方法ヲ勧誘セント同二十一年本県米外

六品ノ共進会出品シ優等ニシテ金盃銀盃其他木盃等賞与ヲ

賜リシモ本部ニ都合五十八人斯ノ如ク奨励ト勧誘トニ依リ

漸ク農事改良ノ緒ヲ開クニ至レリ

其二 客歳県庁ニ於テ教師ヲ派遣シ米作試験地ヲ郡ノ西部西郷村

大字米ニ設ケ有志者ヲ勧誘シテ之レカ比較ヲ試ミ大ニ好結

果ヲ得タリ

一 農業教育及農業諸会ノ状況

其一 明治五年各町村ニ於テ勸業談話会ヲ設ケ年二回（春秋）開

コト少シトセサルモ町村制実施ト共ニ自然廢滅ニ属スルヲ

以テ現今絶テナシ

一 田畑二町以下ヲ有スルモノト二町以上十町歩以下ヲ有スルモ

ノト十町歩以上ヲ有スルモノトノ區別

十町歩以上 十六戸

二町歩以上 千四百五十六戸

二町歩以下 四千四百二十九歩

一 自作農自作兼小作農及小作農ノ戸數

自作農 三千百四十戸

自作兼小作農 二千二百八十戸

小作農 四百六十七戸

合計 五千八百八十七戸

一 戸耕作反別広狭

田畑 一町五反歩以上 三千三百四十八戸

同 八反歩以上 千百八十四戸

同 八反歩未満 千三百五十五戸

合計 五千八百八十七戸

一 田畑區別ノ大小

田地 一反歩以上 二万五千五百六十五筆

五畝歩以上 二万八百十八筆

五畝歩未満 三万七千四百十九筆

合計 七万九千八百二筆

畑地 二反歩以上 三千七百一筆

一反歩以上 一万九百四十一筆

一反歩未満 五万四千四百五十六筆

合計 六万九千九十八筆

一農家資金貸借期限ノ長短抵当ノ品目金利ノ高抵

其一資金ノ貸借ハ土地ヲ以テ其抵当トナスモノ多シ其利金普通

百円以上ハ一割五分ナリシカ其以下二割ノ高利ニシテ其返

済期限ハ凡ソ普通六ヶ月或ハ八ヶ月ニシテ最モ長キハ三ヶ

年ノモノアリ

其二肥料ノ貸借ハ一般行ハレサルモノノ如シト雖モ借用人ノ確

実ニシテ信用アルモノニハ半額直払シテ残半額ハ收穫之後

払フコトアリ但抵当及利息等ヲ要セスト雖モ高価ナルモノ

ノ如シ

一土地売買質書入多寡及価格

土地売却惣件数 二千八百八十五件

同反別五百二十四町六反九畝十歩

同代価六万三千三十四円八十銭

売買ノ件数 九百九十三件

田地同反別二百四町一反四畝二十五歩

同代価四万八千九百四十九円二十六銭五厘

売買ノ件数 六百五十二件

畑地同反別五十五町六反一畝二十七歩

同代価七千八百二十九円六十八銭三厘

売買ノ件数 三百二件

山林同反別二百六町四反四畝八歩

同代価二千七百六十八円八十銭二厘

売買ノ件数 二百三十八件

其他同反別五十八町四反八畝十歩

同代価三千四百八十七円五銭

書入質件数 四百八十一件

貸借金高二万五千七百七十九円八十八銭三厘

受戻金高四千二百二十円九十銭

年末現在貸借金高四万九百八十一円四十九銭八厘

一農家ニ行ハルヽ売買ノ習慣及其実況

秋收後ハ重々農家各自ニ於テ近隣ノ米商人ニ輸送シ時ノ相場

ニテ売却スルヲ多シトス而シテ自ラ秤量ヲナサシテ商店ニ

一委スルカ為メ往々壟斷ヲ私シセラルルモノアリ或ハ相場ノ

騰貴セントスル勢力アルトキハ仲買人村落ニ入込各戸ニ就キ

多少ニ抱ハラズ買取ルコトモ問々アルナリ

一重ナル肥料ノ種類及購求ノ便否 附問屋仲買ノ關係

郡内農作ニ要スル肥料ノ重ナルモノハ厩肥人糞等最モ多シ大

豆及油粕燒酎粕等ヲ以テ其次トス乾餅粕等ニ至リテ稀ナリ現
今人造肥料ヲ用ユルモノ間々之アルモ僅々ニシテ試用ニ過キ
ス但人糞購求ノ方法ハ白河近傍ノ村落ハ各自市中ニ出テ各戸
ニ就キ又ハ油粕其他ハ各其当業者ニ就キ購求セリ之レカ代金
概ハネ直払ナリ

一 鐵道汽船及新開水陸路等運輸交通ノ便ニヨリ變化ヲ來セル農産
物ノ実況（賃金時間ノ死活等）

本部ハ從來ヨリ東京市等ニ輸送セル産物ナキヲ以テ著シキ事
ハ見ヘズト雖モ商況非常ニ活発ニ趣キタルモノノ如シ

一 地主ト小作人トノ關係

二者ノ關係ハ古來徳義ヲ重シテ曾テ紛争ヲ生セシコトナシト
雖トモ保証人ヲ立テ小作証書ヲ地主ニ渡スヲ通常トス

小作料ハ概子收穫ノ半額ヲ地主ニ払ハ地主ハ貢租其ノ他都テ
ノ納税ヲ負担セルヲ通例トス

一 雇人ヲ得ル難易及雇人ノ方法

郡内ノ雇人ハ多リ其町村内ノ貧窮者ヲ雇入ルルヲ以テ其容易
ナリ其雇方ハ日雇ノモノ最モ多シ

一 人耕馬耕ノ割合

田ヲ開墾スルハ専ラ人力ニヨリ馬耕ヲ用ユルモノ末タ曾テナ
シ畑ニ至リテハ唯移住開墾人ニ於テ少シク用ユルモノアリシ
モ僅少ニシテ其割合ヲ挙ゲル能ハス

一 經界^(イリ)・喉畔^(ウヅ)ニ於ケル相互ノ習慣灌溉掛引ニ関スル習慣等

田ノ經界ハ喉畔自然判明セルヲ以テ從來相互ノ習慣ナシト雖
トモ畑及宅地ノ如キハ目標トセンタメ多イハウツ木ヲ植ル等
ノ習慣ナリ

本郡ハ重ニ流水ヲ灌溉セリ又用水溜池アリテ灌溉ス非常ノ早
天ニ至テハ水掛關係人并ニ一村惣代立合ノ上水量ヲ分配シテ
引水ス

一 農業上ニ関スル旧藩慣例規約ノ存廃

藩治ノ際ニ当テヤ秣場ニ鎌入鎌止メ時期制限アリシカ維新以
來尙其遺風ヲ存セン村少ナカラス此外刈取ヲ自由ニナシタル
村ニ至テハ自然秣場ノ積禿ニ及フノ傾向アリ

郡内概シテ挿秧ノ後ルルトキハ其依頼ヲ俟タスシテ近隣ノ親
シキ者共來リテ補助ス敢テ之ヲ厭フ様子ナシ

〔県庁文書「明治23農事調査米ノ現況」二「抜粹」〕

三二四 〔明治四一年三神村農事基本調査〕

明治四十一年度西白河郡三神村基本調査農事調査書

福島県

目次

第一項 農事調査

第一 地区内総面積并耕地面積

第二 耕地の狀態

一 土質

二 耕地の区割及形状

三 耕地ノ反金及市価

第三 農業ノ組織及經濟狀態

第四 耕作農家ノ戸数及自小作農ノ歩合

第五 作物ノ種類及其ノ作付歩合

第六 作物一反歩ノ的均収量

第七 田畑各平均小作料

第八 労働賃銀

第九 稲作一反歩収支計算

第十 農業上交通運搬ノ狀態

第十一 水利ノ狀態

一 用水源及補給用水源并其ノ狀態

二 用水路幹線ト關係区域

三 用水若シクハ排水ニ不便ナル個所及其ノ狀況

第二項 設計

第三項 利害對照

第一 利用セラルヘキ耕地面積ノ増加

第二 水利及交通運搬ノ改良

第三 肥料ノ節減

第四 勞力ノ節減

第五 土地生産力ノ増加

第六 整理後ニ於ケル農家ノ収入増加

第一項 農事調査

本地区ハ西白河郡三神村三城目、神田、中野目、堤、明新ノ五大
 字ノ稍平坦ナル耕地ヲ以テ一地区トセリ而シテ其ノ境界ハ東ハ阿
 武隈川西ハ一帯ノ山麓耕地ト境セル所即サ大字明新、中野目、神
 田ノ三大字ハ矢吹石川間里道ヲ以テ境トシ大字堤ハ同道ノ西方ニ
 穿入シ三方山ヲ以テ廻ラシ耕地沿ヒ小農道小溝ヲ以テ境シ大字神
 田ヨリ大字三城目ノ部落中央マデハ山沿ヒ道路小溝沿ヒヲ以テシ
 夫レヨリ北ハ矢吹石川間里道ヨリ分岐シテ大字三城目ヲ経テ隣村
 成田ニ至ル石川、須賀川間里道ニ連絡スル所ノ里道ニ沿ヒ北方阿
 武隈川ニ接合セルヲ以テ境セリ南ハ山沿ヒ小溝小道ヲ以テ境シ北
 ハ阿武隈川及三城目成田間里道ノ接合点ヲ以テ境界トス然シテ其
 ノ面積ハ二百三十六町一反六畝二十四歩ナリ

第一 地区内総面積并耕地面積
西白河郡三神村

地目	面積	地目	面積
畑	二五・六〇二丁	雑地	六・九六三丁
田	一一・五三〇	合計	三二・五六三丁

(朱書)

外ニ官有地見積面積 一九町六八〇〇

大字三城目

大字明神

地目	面積	地目	面積
畑	四七・五八四丁	畑	五・三〇四丁
雑地	八七・一九六	雑地	八・八九八
田	五・一三四	田	〇・九〇〇
合計	一三九・九〇四	合計	一五・二〇四

大字神田

大字中野目

地目	面積	地目	面積
畑	三三・二〇六丁	畑	一九・〇〇三丁
雑地	九・七一一七	雑地	七・六五三
田	八四・八	田	一四・七
合計	四八・八五三	合計	三二・四〇三

大字堤

地目	面積	地目	面積
畑	八・九〇四丁	雑地	七・七四丁
田	〇・一七	合計	九・七〇七丁

第二 耕地状態

本地区ハ南北ニ狭少ニシテ東方ハ阿武隈川ヲ以テ境トシ西方ハ山ヲ以テ廻ラシ南北両方ハ漸々狭少トナリ殆ト山ト川ニ接合スル所ヲ以テ境界トス其ノ間ニアル耕地ハ田畑交々散在ス其ノ面積モ殆ト相等シ

一、土質

本地区ノ土質ハ河川沿ヒ一帶ハ表土砂土乃至砂壤土ニシテ山沿ヒハ粘土中央部一帶ハ礫土粘質壤土ノ五種ニシテ之カ所屬個所ヲ掲ケ次ノ如シ

表土粘土心土同上土及砂土ニ所屬スルハ大字三城目字夷蝦穴前、塚越池ノ下、下久富、高大繩、仲沖、高繩、北ノ内、大字堤ノ右字

表土粘質砂土心土砂土乃至砂礫ニ所屬スルハ大字三城目字茶屋前、樋田、奉行塚、石崎、大字中野目字屋敷下、塚原

表土砂壤土心土砂土乃至砂礫ニ所屬スルハ大字三城目字上古川、鶴舞田、会田、鍛治池、大字中野目字中島ノ一部向田ノ一部大字

明神字轆打

表土砂土心土砂礫ニ所属スルハ大字三城目字三度栗、小松川原、新田川原、長畑、大木前、折口、小松館、梅木平、谷中、下原、大字神田字川原ノ一、川原町、大字中野目字向田ノ一部、大字明神字川久保

表土壇土心土同上土ニ所属スルハ大字三城目字碓田、上碓田、下碓田、石代、大字神田字宮崎、北宮崎、宮前谷地、辰町

二、耕地区劃及形状

本地区ノ耕地区劃ハ極メテ区々ニシテ一定セス大ナルハ二反歩小ナルハ十五歩内外ノモノアリ平均スレバ二畝歩内外ニ過キス而シテ其形状ハ畦畔ノ屈曲甚ダシク不規則ナルノ形状ナリ

三、耕地ノ反金及市価

反金及市価共ニ大字毎ニ多少カ差アリ次ノ如シ

反	金	田畔均額	畑畔均額
大字三城目	三七、一九		一〇、七七
〃 神田	三六、三〇		九、四五
〃 中野目	三三、二四		九、五七
〃 明新	三三、九六		九、五三
〃 堤	三六、三六		九、一八
〃 五大字平均	三七、四四		九、三二

市価

反	金	田畔均額	畑畔均額
大字三城目	一一〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇
〃 神田	九三、三三〇		二〇、〇〇〇
〃 中野目	一一〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇
〃 明新	一〇〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇
〃 堤	一〇五、〇〇〇		二〇、〇〇〇
〃 五大字平均	一〇五、六六六		二〇、〇〇〇

第三 農業組織及経済状態

本地区ノ農家ハ米作りヲ以テ主トシ大麦、小麦、大豆、小豆、粟、蔬菜及ビ桑樹之レニ次キテ耕作スルト雖モ極メテ單純ナル農業法ニヨリ作業セラル、ヲ以テ収利極メテ少ナン即チ田地ニアリテ稲作一毛ニシテ敢テ二毛作ヲナスモノナク畑地ニアリテハ全畑地ノ約三割ハ桑畑ニシテ其ノ他ニ前記作物ヲ作クルト雖モ是レ亦一毛作若クハ二毛作ニ過キサルノミナラス休閑地トナス面積少ナカラサルナリ副業トシテハ養蚕ヲ主トシ薪炭、産馬、菓細工(繩、蓆、俵其ノ他)ノ外何等副業ナシ

叙上ノ如キ農業組織ナルヲ以テ収利少ナキノミナラズ勞力分配ノ上ニ於テ少ナカラサル不利益アリ而シテ農家経済ノ資源トナルベキハ米、藪、薪炭ニ過キス即チ米ハ本地区ニテ約四百四十万ヲ販売シ此ノ代金一石ニ付十四円ナレバ総額六千六百十円トナル平均

一戸ニ対シテハ二十一円三十銭余トナル(本地区農字戸数二百八十九戸) 蕪ハ一戸平均約七十五升比ノ代金二十四円(一石平均) 薪炭千三百棚一棚代金貳円此金二千六百元一戸平均八円九十九銭 余ニシテ其ノ他大小麦、大小豆、粟、蔬菜、桑等ハ総テ自家用ニ 供用シ就中大麦、大豆ノ如キハ尚ホ多少ノ不足ヲ告ゲ他ヨリ購入 スルノ現況タリ故ニ一般農家ノ生計ハ豊カナラスシテ年々窮迫ス ルノ結果本地区農家ヲ通シテ一分ハ年々多少ノ剩余ヲ生シ三分ハ 過不足ナク六分ハ多少ノ不足ヲ告クルノ經濟状態タリ以テ其ノ収 利ノ少ナキヲ知ルニ足ラン

第四 耕作農家戸数及自小例農ノ歩合

本地区耕作農家戸口及自作小作農ノ歩合ハ次ノ如シ

大字名	耕作農家戸口			自小作農の歩合		
	戸数	人員	一戸平均 入口	自作農 戸	自作兼 小作農 戸	小作農 戸
三城目	一七戸	一、三六人	六・九人	三五戸	八戸	五戸
中野目	三三	一五三	六・九	九	七	六
神田	三〇	二〇七	六・九	四	三	三
堤	三三	一五三	六・九	二	一〇	一〇
明新	三七	二五五	六・九	七	三	七
計	二八九	一、九四四	六・九	五七	一五	八〇

第五 作物ノ種類及其ノ作付反別

田ノ部	稻	百十七丁四反五畝十六歩
畑ノ部	桑	三十五丁七反歩
	大麦	七十一丁四反歩
	小麦	七十二丁四反歩
	大豆	七十二丁四反歩
	小豆	七十二丁四反歩
	粟	五丁九反歩
	蔬菜	八丁三反歩

第六 重要作物一反歩ノ収量

	上	中	下	平均
田ノ部	石	石	石	石
稻	二・四〇〇	三・〇〇〇	一・二〇〇	一・八六六
畑ノ部	石	石	石	石
桑	一七〇貫	一三〇貫	八貫	二六六〇
大麦	二・〇〇〇	一・七〇〇	一・二〇〇	一・六三三
小麦	一・二〇〇	八〇〇	五〇〇	八〇〇
大豆	一・〇〇〇	八〇〇	五〇〇	七〇〇
小豆	八〇〇	六〇〇	三〇〇	五〇〇
粟	一・一〇〇	七〇〇	四〇〇	七六六
蔬菜				三円内外

第七 田畑ノ平均小作料

本地区ノ小作法ハ別ニ一定セル規程ナク一般ノ慣行ニヨリ小作セ
ント欲スルモノハ地主ニ付小作料及ヒ年限ヲ定メ相互協議ノ上証

人連署ノ小作証書ヲ地主ニ差入レ初メテ約束成立ス而シテ其ノ年限ハ普通一ケ年長キハ数年ニ亘ルアリ小作料ハ地主小作者合議ノ上取り定ムルモノナルニヨリ区々ニシテ一定セスト雖モ本地区上中下田ヲ通シ其ノ平均ヲ見レバ次ノ如シ但シ畑モ同上

上田一石六斗 中田一石二斗 下田八斗 平均一石二斗
 上畑三円五十銭 中畑三円 下畑二円 平均二円八十七銭
 以上ノ小作料ト収獲量ト対照スレバ小作者ノ取得四分第地主ノ所得ハ六分強タリ

第八 労働賃銀

本地区ノ労働賃銀ハ大字毎ニ多少ノ差異アリト雖トモ敢テ其ノ差額甚タシカラス然レトモ近年労働努力ハ他業ニ移動スルト海外其ノ他へ移住セルモノ多キヲ以テ賃銀ハ一般ニ騰貴セリ而シテ本地区ノ年季雇日雇賃ハ左ノ如シ

種目	男		女	
	最高	最低	最高	最低
年季雇	300.000円	100.000円	200.000円	100.000円
日雇	300	100	200	100

備考 本地区地方ノ習慣ニテ総テ雇人ハ食付ニテ雇フモノナレ
 下前表賃銀ノ外雇主ハ外ニ二十五銭位ノ食費ヲ支出スルヲ以テ
 テ実際ニハ五十銭内外ヲ支出ス

第九 稲作一反歩ノ収支計算

支出ノ部

苗代肥料 (苗代ハ一般ニ普通ニシテ本田一)
 (反歩ニ要スル苗代面積十五歩)

種目	数量	単価	価額
人糞尿	石 300	一石ニ円 六六	1980
大豆(生)	石 600	10.000	6000
灰	石 1000	1.000	1000

本田肥料

種目	数量	単価	価額
厩肥	石 20000	一貫ニ円 010	2000
大豆(生)	石 100	10.000	1000

肥料合計

四円二五銭

労力

種別	員数	単価	価額
苗代	人 15	500	7500
整地	馬 4頭	500	2000
施肥	馬 1頭	700	700
	馬 6頭	500	3000
	馬 1頭	700	700

挿秧	一人	700	1,400
除草(二回)	三人	300	1,500
灌・排水管理	二人	300	1,300
除害	一人	300	500
收穫	一人	700	1,300
調整	一人	300	2,000
調			

雑費
勞力合計
一六円一七銭

種子	廿五升	ニツキ年 一・000	750
地租			一・五〇
諸税飼費			九四

雑費合計
支出總計
収入之部
三円一九銭九厘
二二円六六銭九厘

種目	數量	單價	價額
支米	石一・八〇〇	一石ニ 一・四・〇〇〇	二五,200
屑米	石〇・〇〇〇	一石ニ 六・〇〇〇	6,000
藁	把三〇〇	一把ニ 〇・〇〇〇	3,000

収入合計
差引計算

収入額	27,000 円	支出額	23,610 円	差別	損益
				損	3,390 円
				益	3,610 円

第十 交通運搬ノ狀況

本地区ハ部落ヨリ部落ヘ交通スル上ニ於テノ道路ノ設備ハ敢テ完全セルニアラスト雖トモ比較ノ不便ヲ感セサルモ部落ヨリ耕地ヘ將タ耕地間ニアル道路ノ配列及ヒ設備不良ナルカ為メ農業上不利益少ナカラス更ニ之ヲ右大字ニヨリ詳細ヲ記スコト左ノ如シ

本地区南方大字明新大字中野目大字神田ノ西方ニ沿フテ石川矢吹間里道アリ大字中野目字三王屋敷ヨリ前記里道ヲ分岐シ東方ニ渡船場ヲ經テ石川須賀川ニ通スル県道ニ連絡スル里道アリ大字神田ニテ矢吹石川間里道ヲ分岐シ大字三城目ニ出テ地区ノ西北辺ニ沿ヒ隣村成田ヲ經テ須川石川間県道ニ連絡スル所ノ里道アリ以上ハ地区ノ主道ニシテ之ニ次グ道路ハ大字三城目ヨリ大字神田ヲ經テ大字中野目ニ通スル村道ト大字三城目字高繩ヨリ字小松川原ノ渡船場ニ通スル村道ト右大字石崎ヨリ字川原町ヲ經テ字三度栗ニ至ル村道大字梶字中屋敷ヨリ字下ノ宮ヲ經テ大字神田字岡ノ内ニ至リ石川矢吹間里道ニ連絡スル村道アリ前記ノ主道及ヒ村道ハ道巾

二七円〇六銭

モ相応ニアリテ稍々人馬交通運搬上ニ差支ヘナキモノナレドモ其
他ノ運路ハ総テ道巾狭少如フルニ蜿蜒迂廻ノ小作場道ニ過キサ
ナリ斯克ノ如キ道路ノ設備ナルニヨリ大字三城目ハ稍不便ニシテ
大字中野目ハ便ニシテ大字堤大字神田大字明新ハ極メテ不便ナリ
従ツテ農業上勞費ヲ要スルコト少ナカラズ

第十一 水利ノ状態

本地区ノ水利ハ一般ヨリ論スルトキハ極メテ不便タリ其ノ然ル所
以ノモノハ水源ノ豊富ナルモノナク只各大字ニナル溜池ト降雨ト
ニヨリスルヲ以テ動キスレバ荒代及ヒ挿秧時期ヲ失シ平年ニアリ
テ一週間位遅レ少シク旱天連続スルニ於テハ一週間位遅レ収量大
イニ劣ルヲ常トセリ概況斯克ノ如クナルニ左ニ各大字ニ付キ更ニ
詳説セシ

一、用水源及補給用水源ト下水供給トノ關係

○大字明新ノ用水源

大 池 同字新山ニアリ反別九反歩余

○大字中野目ノ用水源

坂口池(二個連続) 同字池ノ入ニアリ反別四反歩

新 池 同字新池ニアリ反別三反歩

○大字堤ノ用水源

上ノ内溜 同字上ノ内ニアリ反別三反歩

中丸池 同中丸ニアリ反別三反歩

○大字神田ノ用水源

赤 池 同字赤池ニアリ反別一町歩余

他ハ大字堤ノ落水ニテ字辰町、谷地ニ灌ク

○大字三城目ノ用水源

新 地 同字高工作面積約五町歩

並 柳

三ツ池

同字入山ニアリ面積約四町歩

北吉作

前吉作

前記ノ用水源ニヨリ地区田全体ニ灌漑ス而シテ各大字ニ設置セル
溜池ニ流入スル所ノ水量極メテ少ナシ、畢竟スルニ山浅クシテ諸
方ヨリ湧出スルモノ少ナキニヨルト田地ニ対シ溜池ノ面積少ナキ
ニヨリ稍モスレバ用水ノ不足ヲ告グルコトアリ故ニ荒代時期ニ降
雨多キトキハ比較的挿秧早ク之ニ反スルトキハ大ニ遅延スルハ一
般ノ現状タリ補給水源トシテ本地区ハ別ニ何タル設備ナシ

二、用次路幹線ノ關係

○大字明神

灌漑ス

○大字中野目

坂口溜幹渠ハ字屋敷下ヨリ中島ヲ経テ向田ニ至ル溝渠及ヒ前

溜ヲ字屋敷下塚原ニ至ル幹渠ニヨリ字屋敷下塚原中島向田ノ各字ニ灌ク

新池溜幹渠ヲ字中島ニ通水シ此ノ溝ニ中島及向田ノ一部ニ灌漑ス

○大字堤

上ノ内溜池ノ幹渠ハ字^(カ)田ヨリ下ノ宮ニ至ル此ノ溝渠ニヨリ同字ニ灌ク

中丸溜池幹渠字館ノ越ニ通シ此ノ堀ニヨリ同字ニ灌ク

○大字神田

赤池溜 幹渠ヲ字戸ノ内ニ導キタルモノ及ヒ同字ヨリ北宮崎、宮前ニ導キタル幹渠ニヨリ字戸ノ内、北宮崎、宮前、及

宮崎ノ一部ニ灌ク其ノ他ノ右字ハ大字堤ノ落水ニテ灌漑ス

○大字三城目

新池溜幹渠ハ字高繩、石崎、奉行塚ヲ經テ下久富ニ至ル幹渠ニヨリ前ノ各字ニ灌ク同溜ヲ字高繩ヨリ高大繩ニ導キ之レニヨリ同字及附近ノ各字ニ灌ク

普柳溜池ノ幹渠ハ畑北ノ内、高大繩ヲ經テ鶴舞田ニ導キ此ノ幹渠ニヨリ字北ノ内、高大繩、鶴舞田其ノ他附近ノ右字ニ灌ク

三ツ池ノ幹渠ハ字池ノ下ニ導キ右字ニ灌ク

北吉作池ノ幹渠ハ字塚ノ越ニ導キ同字ニ灌ク

前吉作池ノ幹渠字夷蝦穴前ニ導キ此ノ堀ニヨリ同字ニ灌ク、以上ノ外ハ大字神田ノ赤池等ニヨリ各字ニ灌ク

(以下四行略)

排水ニ関シテ何タル設備ナク降雨ノ際或ハ秋季排水ノ用水溝ニヨリ地区東辺ニ沿フ河川ニ排出セラル故ニ時ニヨリテハ排水不良ノタメ水押しニ会ヒ或ハ浸水ノ害ヲ受ケルコト少ナカラス

設計書

福島県西白河郡三神村基本調査

第一 位置及地形

地区ハ地郡ノ東南ニ位シテ郡役所ヲ去ルコト約□里□町ニシテ阿武隈川ヲ隔テ石川郡泉村ト相對セリ地勢ハ地区ノ西側ハ山岳ニ沿接セルヲ以テ稍不規津ノ高低ヲ有スルモ東方ニ至ルニ從ヒ漸次緩ナル傾斜ヲ有シテ阿武隈川ニ面セリ

第二 計画

一、区画形状及配列

区画ノ形状ハ長方形ヲ採用シ配列ハ主要ノ水路及道路ノ配置ニ倣ヒ且ツ司成同高線ニ平行ナラシメテ大部分南北ニ長シ而シテ各区ノ面積ハ地勢上一定スルコト能ハズ故ニ長三十間乃至二十間ニシテ幅十二間及至八間ニシ畦畔ハ内トシテ其道尻ヲ以テ各区界線トス

二、用水源及用水量

用水源ノ主ナルモノハ個ノ小川ト数個ノ溜池イシテ其水量ヲ左ニ

示セリ

其一 溜池ノ水量

(1) 牧參瀧池 (同村大字明瀬ノヤン)

面積 = 9反818 = 2,958坪 = 106,788平方尺 平均水深 8尺

貯水量 = 854,304立方尺

(2) 牧參瀧池 (同村大字中島田ノヤン)

面積 = 7,519 = 2,269坪 = 8684平方尺 平均水深 7尺

貯水量 = 571,788立方尺

(3) 牧參瀧池 (東田ニハツ)

面積 = 21反802 = 6542坪 = 235512立方尺 平均水深 9尺

貯水量 = 211,9608立方尺

(4) 新設溜池 (同村大字堤マツ)

面積 = 10,815 = 3255坪 = 117180立方尺 平均水深 8尺

貯水量 = 937,440立方尺

以上四個溜池 1合計水量 = 4493140立方尺

右ノ溜池ハ何レモ流弊広大ニシテ以上ノ水量ヲ貯水スルコト (従来ノモノ及現況ノ調査スルニ) 普通平均三十日以内ナリ今安全數ヲ取りテ三十日間ニ右水量ヲ貯水スルモノトシ灌溉日數約百二十日ト見做セン 120/30 = 4 即チ右水量ノ四倍ヲ貯水スルコトヲ得而

シテ土質及地区ノ狀況并ニ從來ノモノヲ調査ノ上一秒時間ノ用水量十四町歩ニシテ一立方尺ト見做セリ

其ノ二 小川ノ水量

(1) 同村大字堤ノ上流ヨリ流下スルモノノ水量

下巾 = 2.9尺 水面上巾 = 4.5尺 水深 = 1.2尺

以上ハ実測數ヲ平均セルモノナリ

側面法長 = $\sqrt{\left(\frac{4.5-2.9}{2}\right)^2 + 1.2^2} = 1.44$ 尺

P = 5.78尺 A = 4.44平方尺 R = 0.768

J = 1/80 (実測ニヨル) V = C√RJ = 1.271尺

Cハクッターの公式トセリ 441ヲ得、但シπハ0.03トス

Q = 5.643立法尺 1立法尺ノ水量ノ秒時間 = 14町歩トセバ

灌溉面積ハ79,002町

(2) 同村大字三城目ノ上流ヨリ流下スルモノ

下巾 = 2.5尺 水面上巾 = 4.5尺 水深 = 1.1尺

以上ハ実測數ノ平均ツタルモノナリ

側面法長 = 1.48尺

P = 5.46尺 A = 3.35平方尺 R = 0.705

J = 1/1,000 (実測ニヨル)

V = C√RJ = 1.073尺 Cハクッターの公式トセリ

4.05ニツテπハ0.03トス

Q = 4.131立法尺

1秒間時ノ用水量 15町歩=谷シテ1立方尺トセバ、

灌溉面積=57.83

以上ノ総灌溉面積百六十一町四畝余ナリ 然ルニ当地区實際ノ灌溉面積(田)ハ百三十余ニ進キザル故ニ水量充分ニシテ且ツ地区ノ西側一帯山岳ナル故出水補水見他小ナル溜池処スニ存セルヲ以テ其ノ水量又少ナカラズ

三、用水路ノ配置断面及勾配ノ決定

用水路ハ幹渠及支渠ノ二種ニシテ幹渠ハ上巾一間深四分側面勾配六分ト上巾八分深四分側面勾配六分ニシテ地区ノ最重部ヲ貫流セシメ(大部分在来ノモノニ改修ヲ加ヘタルノミナルヲ以テ仕様書ニ基ク一ノミヲ挙グ)而シテ間隔約五十間及至六十間毎ニ各支渠ニ可成同高線ニ直角ナラシメテ分岐シテ各田区ニ沿接セシル而シテ縦断勾配ハ千二百分ノ一乃至八百分ノ一トス受水渠ハ司成同高線ニ平行セモシテ下流ニ対シテ調節放散ノ用ニ供シ縦断勾配ハ自然ニ任ス

四、排水渠ニ就テ

排水渠ハ幹渠及支渠ノ二種ニシテ幹渠ニ在来ノモノニ改修ヲ加ヘタルモノニシテ上巾二間深五分側面勾配一割ト上巾一間深五分側面勾配八分ト上巾一間深五分側面勾配七分ニシテ地位ノ最低部ニ任シテ右支渠ノ悪水ヲ受容シテ阿武隈川ニ流出セリ支渠ハ各田区ノ悪水ヲ排除セシタメ間隔約五十間乃至六十間毎ニ配設セリ而シ

テ縦断勾配ハ千分ノ一乃至八百分ノ一トス

五、道路ノ配置及断面ノ決定

地区ノ西側ニ須賀川町ヨリ石川ニ通ズル一本里道当村大字三城目、同神田、同中野目、同明新ノ四大字ヲ貫通スルモノナリ而シテ是ヨリ分岐シテ(三城目ヨリ)対岸ノ石川郡泉村大字小高二通スルモノト中野目ヨリ泉村大字川辺ニ通ズル二条ノ里道ニ改修ヲ加ヘ而シテ右里道ニ直角又ハ平行ニ交通ノ頻繁及耕耘ノ便否ヲ參酌シテ適宜ノ距離ヲ隔テ、耕作本道ヲ配設セリ而シテ里道ハ數巾二間高三分側面勾配六分ニシテ耕作本道ハ數巾一間五分高側面勾配五分ニセリ

六 橋梁

橋梁ハ其構造最モ簡單ナル土橋四ヶ所ニシテ耕作地本道ト排水幹渠ノ交点ニ架設シテ交通ニ便ナラシム

七 溜池新線及改修

在来ノ溜池ハ何レモ砂沈澱シテ水深ヲ減シ從テ貯水量ヲ充分ナラシムルコト能ハズ故ニ適宜ニ改修ヲ加ヘ以テ貯水量ヲ充分ナラシム又用水量稍々不充分ノ感アル処ノ上流ニ(溜池ニ適當ノ場所ヲ撰定シテ)一ヶノ溜池ヲ新設シテ水量ヲ満足ナラシム而シテ導水樋ノ裝置ヲナセリ但シ改修溜池ノ導水樋等ハ在来ノモノ完全ナル故其ノ儘使用スルモノトス

第一号 道路溝渠溝畔新設

種 目	延 長	巾	高深厚	勾 配	数 量	立坪人掛	延夫人	単 価	金 額
道 路	四三・〇〇 間	二・〇 間	〇・一 間	〇・六	三六、三七	一・三	三九五・六	一〇〇	一、八、六〇 円
同 計	五九・〇〇	〇・一	〇・一	〇・五	一四、三〇〇	一・三	一、八八九・二	三〇〇	五、六、七〇
小 計	一〇二・〇	一・〇	〇・四	〇・六	一七、六九三	一・〇	二、八四八・八	三〇〇	六、八五、四四〇
灌漑本渠堀上	二六・〇	〇・五	〇・一	〇・六	一六、四二	一・〇	一六四	三〇〇	四、九〇〇
右溝畔算定	六六五・〇	二・〇	〇・五	〇・一	四九、七五	一・〇	七四八・一	三〇〇	三、四、四〇〇
排水幹渠堀上	一、五五〇・〇	一・〇	二・〇	一・〇	三三、〇〇	一・〇	二二八	三〇〇	六三、八四〇
右溝畔算定									

第三 工事設計書

第一章 利用セラルベキ耕地面積ノ増加

本地区ノ耕地状態ニヨレバ耕地整理ノ後ニアリテハ耕地及農業状態ノ改良ニヨリ、農業上利用セラルベキ耕地需積ノ増加ハ敢テ疑ナキ事実ニシテ其ノ原因トナルベキ理由次ノ如シ

本地区ノ道路水路ハ農事調査書ニ詳記セルガ如ク地区ノ西辺ニ沿フテ須賀川石川町間里道ト前道ヲ大字三城目ヨリ分岐シテ対岸石川郡泉村大字小高ニ通ズルモノ里道ト大字中野目ヨリ泉村大字川辺ニ通ズル里道トアリ以上ハ地区ノ主道ニシテ其他耕地間ニアル耕作道路ハ夥果アリト雖トモ何レモ排列設備不良ニシテ不便ナルニ係ハラス道路敷及堀敷ニ少ナカラザル地積ヲ費スコト多シ区劃

ハ一筆ノ大ナルハ二反歩小ナルハ十五歩平均二畝歩内外ナルモ畦畔ヲ以テ更ニ数枚分割セラレ如フルニ畦畔ノ屈曲甚ダシク極メテ不規則ナル形状ナルヲ以テ畦畔ニ敷地積ヲ費スコト少ナカラズ

基本計劃ニヨリ整理実施ノ後ニアリテハ設計説明書及計劃図ニアルノ如ク道路ハ設計説明書及計劃図ニ示セルガ如ク従来ノ主道ノ分耕作本道ニ線ヲ新設シ尚四十間乃至六十間距リニ耕作支道ヲ設置シ水路モ同上設計説明書及計劃図ニアルガ如ク排列設備シ便利ヲ計リ区劃ハ長辺二十間乃至三十間巾八間乃至十二間ノ面積ヲ以テ標準シタリ斯クノ如クシテ道路敷及水路敷畦畔敷ニ地積ヲ費スコト少ナカラズ

本地区ニアリテ測量ノ結果約一割ノ増歩地アル見込ナリ此ノ増歩

地ヲ稲作ヲナシ幾千ノ利益アルカヲ計上ス次ノ如シ

増歩地	田反別	一反歩ノ収量	總収量	単価	
11町	1町	100石	10000石	1000円	11,913,100円
差引益金					2,913,100

備考 増歩地面積ハ本地区田ノ約一割一反歩ノ収量及単価ハ本地区ノ實際ニヨリタリ

第二章 水利及交通運搬ノ改良

本地区従来ノ水利及交通運搬ハ農事調査書ニアルガ如ク灌排水路及道路ノ設備不良ノタメ農業上不利少ナカラズ

基本計画ニアル整理実施ノ後ニアリテハ灌排水路及道路ハ農業上又地勢上ニ鑑ミ適所ニ排置シ水ノ灌排及交通運搬ノ便ヲ得ルノ外田区一トシテ道路及水路ニ治ハザル所ナキヲ以テ農業作業上ニ利便ヲ得ルコト蓋シ尠シニアラザルナリ

第三章 肥料ノ節約

本地区ノ耕地状態及施量方法ニ見レバ肥料經濟上不利益ナルノ現状ナリ其ノ原因タルベキ事項ハ左ノ如シ

一、土質 本地区ノ土質ハ河川沿ト一帯ハ砂土砂壤土ニシテ山沿ヒハ粘土中央部ハ礫土粘質壤土ノ五種ニシテ砂土ハ肥料ノ分解佳

良ナルモ動モスレバ不層ニ滲透シ損失ノ憂アリ其ノ他ノ土質ハ土中寒冷ニシテ肥料ノ分解不良且ツ効顯著シカラズ

二、排水 本地区ハ地質及土質關係上河川沿ヒハ排水稍佳良ナルモ其ノ他ノ山沿ヒ及中央部ハ地勢稍々平坦ニシテ土質モ亦排水ニ不適當ナルヲ以テ肥料ノ分解及ヒ効果著シカラザルナリ基本計画ニヨリ整理実施ノ後ニアリテハ計画説明書及計画図ニ示セルガ如ク排水ノ設備完成セラルノヲ以テ土中ノ状態一変シ従来寒冷ニシテ肥料等ノ効果著シカラザル個所モ大ニ善變シ肥料ノ分解能ク効果顯ハル從ツテ従来ノ施肥量ヲ減シテモ尚收穫量ノ増加スルハ既成整理地区ノ実績ニ照スルモ明ラカナリ然シテ此等整理地区ニテ施肥量ノ幾干減シ得ルヤハ地区ニヨリ多少ノ差異アルモ少ナクトモ一割五分多キハ二割ヲ減肥シ得ルノミナラズ収量ハ従前ヨリ増加スルノ現況タリ之ニヨリ本地区ニアリテモ少ナクモ一割ハ減少シ得ベシ此ノ率ニテ肥料減少ノ利益ヲ計上ス次ノ如シ

整理前	整理後	田反別	田一反歩ノ施肥量	總額
115,600	115,600	11町	4,100	4,915,600
38,250	38,250		3,800	5,905,500
445	445			5,100,775

備考 田反別及整理前一反歩施肥量ハ本地区ノ現在ニアリ又整理後ノ施肥量ハ一割ヲ減シタルモノ

第四章 労力ノ節約

本地区耕地状態及道路水路等ノ現況ハ農事調査書ニ示セルガ如ク農業作業上ニ要スル労力ハ尠少ニアラザルナリ基本計画ニヨリ整理実施ノ後ニアリテハ計画説明書及計画図ニ詳記セルガ如ク耕作本支道及用水幹支溝渠ノ配列設備改善セラルルニヨリ農業作業上万般ニワタリ労力ノ節減スルコト多大ナリ即チ耕耘ニ施肥ニ除草ニ將リ収獲ニ労力ヲ減少スルコト夥多ノ既成整理地区ノ成績ニ徴スルモ明ラカニシテ其ノ減少歩合ハ二割及至三割ヲ省略スルコトヲ得故ニ本地区ニ於テモ少ナクモ二割ノ労力ヲ減少シ得ベシ其ノ利益ヲ計上ス次ノ如シ

	田反別	田一反歩ノ労力	総労力	単価	総価額
整理前	町 二五・六〇一	三〇・〇	三九・三五	円 四七五・八六七・三三	円
整理後	町 二五・六〇一	二七・二	三二・四〇〇	円 四七五・八六七・三三	円
差益		六・八	七・六五	円 三・七三・八三	

備考 田面積ハ本地区ノ現在ニヨル田一反歩ノ労力ハ馬一頭ハ人二人ニ相当スルヲ以テ総テ人ニ直シ又単価ハ労力総勞賃額ヲ労力二割当タルモノニ依ル

第五章 土地生産力ノ増加

本地区ノ耕地状態及施肥方法等詳細ハ農事調査書ニ掲ゲタルガ如クナルモ施肥及作業上ニ要スル労力ノ割合ニ収獲量ノ少ナキハ道

路水路殊ニ排水設備ノ不良ト区画等ノ不規則ナル等ヨリ起因スルモノノ如シ

基本計画ニヨリ整理実施ノ上ニアリテハ排水ハ本ヨリ道路用水路及区画ノ改善ニヨリ土中ノ状態善変シ肥料ノ分解能ク從ッテ効果顯レハ引テ収長大ニ増量スルハ数多ノ既成整理地区ノ成績ニ徴スルモ明ラカニシテ其ノ生産増加歩合ハ少ナキモ一割五分多キハ二割五分ノ収量増加ナリ本地区ニ於テモ少ナクモ一割五分ノ数量増加ト望ミ得ベシ而シテ前記ノ一割五分生産増加歩合ニヨリ本地区ニ於ケル利益ヲ掲ゲ左ノ如シ

	田反別	田一反歩ノ収量	総収量	単価	総価額
整理前	町 二五・六〇一	一・八〇〇	二〇八・八五	円 一四〇〇・三九・四六・三九〇	円
整理後	町 二五・六〇一	一・〇九〇	二九四・六八	円 一四〇〇・三九・四六・三九〇	円
差益		一一・〇	三三・三三	円 一〇〇	円 四・八五〇・七六

備考 整理前ノ田反別及田一反歩ノ収獲量単価ハ本地区ノ實際ニヨル、整理後ノ田一反歩ノ収量ハ整理前ヨリ一割五分ノ増ニヨルモノ又単価ハ品質ノ上進ニ伴ヒ一石ニ付金二十錢騰貴セルモノトシタリ

第六章 整理後ニ於ケル農家ノ収入増加

前各章ニ於テ詳述セルガ如ク利用セラルベキ耕地面積ノ増加肥料ノ節減土地生産力ノ増加ニ依ル利益等ハ左ノ如シ

金二千九百十三円十二銭 利用セラルベキ耕地面積ノ増加ニヨル利益
 金五百十円五銭七厘 肥料ノ節約ヨリ生ズル利益

金三千七百三十五円八十七銭五厘 労力節減ヨリ生ズル利益
 金四千八百五十円七十九銭六厘 土地生産力増加ヨリ生ズル利益

合計金一万二千九百八十四銭八厘

前記ノ利益ヲ地区内農家戸数二百八十九戸ニ割當スレバ一戸ニ付金四十一円五十四銭七厘トナリ更ニ田面積百十五町六反六畝〇一步ニ割當スレバ一反歩ニツキ金十円三十八銭四厘トナル此ノ巨額ノ利益ハ一時的ナラズシテ永久ニ持續シテ尚年々多少増加スルモ敢テ減少スルガ如キコトナシ。

〔県庁文書「明41三神村基本調査農事調査書」〕

三二五〔中畑村農家經營別調〕

地主自作農小作農自作農種別調

年次	地主	自作農	小作農	自作小作農	計
昭和七年度	七	二〇三	六〇	九	三〇九
昭和八年度	七	一九六	六〇	八	三〇四
昭和九年度	一	一九五	六〇	八二	三三七
昭和十六年度	二〇	一八	一三	一四	三五六

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

三二六〔三神村農家經營別調〕

1 地主 自作農 小作農 自作小作農種別調

年次	地主	自作農	小作農	自作小作農	其他	計
昭和元年	九	一八	一〇	九	二	三八
同二年	九	一〇〇	一〇	一三	二	三四五
同三年	九	一〇〇	一〇	一三	二	三四五
同四年	九	一〇〇	一〇	一三	二	三四五
同五年	九	一〇〇	一〇	一三	二	三四五
同六年	九	一〇〇	一〇	一三	二	三四五
同七年	九	一〇〇	一〇	一三	二	三四五

2 耕地及一戸当ノ耕作面積

年次	田	畑	計	一戸当反別		戸数
				田	畑	
昭和元年	三、一八五反	三、三〇〇反	六、五〇五反			三三
同二年	三、〇七二	三、二七六	六、三四八			三四
同三年	三、〇七二	三、二七六	六、三四八			三四
同四年	三、一六二	四、一九三	七、三五五			三六
同五年	三、一六二	四、一九三	七、三五五			三六
同六年	三、一六二	四、一九三	七、三五五			三六
同七年	三、一六二	四、一九三	七、三五五			三六

〔三神小「郷土誌」抜粋〕

三二七〔矢吹町農家経営別調〕
矢吹町農家経営別戸数

年度	専業	兼業	二種以上兼業	自作	小作	自小作	其他
明治四年	17	17	17	17	17	17	
大正六年	22	33	35	22	33	35	1
大正七年	25	44	46	25	44	46	1
大正八年	33	77	84	33	77	84	5
大正九年	33	62	66	33	62	66	1
大正十年	33	54	56	33	54	56	
大正十一年	33	54	56	33	54	56	

昭和三年	昭和二年	大正十一年	大正十一年	大正十一年	大正十一年
専業	専業	専業	専業	専業	専業
兼業	兼業	兼業	兼業	兼業	兼業
二種以上兼業	二種以上兼業	二種以上兼業	二種以上兼業	二種以上兼業	二種以上兼業
17	17	22	22	22	22
33	33	33	33	33	33
54	54	54	54	54	54
33	33	33	33	33	33
54	54	54	54	54	54
56	56	56	56	56	56

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

三二八〔昭和九年中畑村農事関係報告〕

四、農事講演会開催

中畑小学校ニ県農林技手橋本市二氏並ニ矢吹町農会須藤利春氏

ヲ招聘シ水稻栽培法並ニ麦味噌製造ニ関スル講演会ヲ開催聴講者百五十余名

五、講習会開催

女子青年団ト共同シテ村松タイ女子^(女子)ヲ招聘シ真綿加工講習会ヲ開催ス受講者約四十名

六、各種品評会開催

一 苗代立毛品評会 出品点数 三五
二 堆肥増殖品評会 組合単位ニシテ二月二十五日―三月五日マデ期間現ニ施行シツツアリ

三 農産物品評会

四 水田二毛作競進会

五 小麦増収競技会

七、第二次採種圃経営指導

農事実行組合ヲ経営者トナン経営センタ結果良結果ヲ見タリ即チ採種子配付数量左ノ如シ

水稻 平井一号 一斗二升

陸羽 一三二号 二斗五升

福坊主一号 七升

愛国二〇号 一石八斗六升

〃 五号 三斗

陸稻 田優一号 九升

凱旋糯一号 七升

大豆 達磨二号 七升五合

旭六〇号 五合

白毛九号 一升

小豆 大納言 二升五合

尚大小麦菜種ニ於テハ現ニ栽培シツツアリ

八、農産種苗ノ購入斡旋

農産種子共同購入斡旋ヲナス其事績左ノ如シ

白菜一斗一升四合八勺

大根一斗四升五合 山東菜 一升

蕪菁一升三合 甘藍(中野早春)六勺

菠薐草四升 紫雲英二石五斗九升

馬鈴薯(男爵薯)四五俵(十五貫入)

小麦(農林一号)九斗

柿苗(蜂屋柿)二〇〇本

何ズレモ共同購入為個人買ヨリ良品安価ニ得タリ

九、其他共同購入斡旋

前記農産種子外左記ノモノ共同購入斡旋ス

一 炭俵(白菜出荷用)一、〇〇〇枚

二 家計簿 五〇部

三 甘藷 一〇九俵

一〇、農産物共同販売

一 小麦共同出荷 八頓車一輛此手取金六二三円六〇銭

二 秋蕎麦共同出荷 六石九斗五升

此手取金五九円二四銭

三 白菜共同出荷 一、二七一俵

此手取金六一二円四五銭

一、苗代改良指導

本村苗代面積約二十一町歩ニシテ昭和八年度以前ニ於テハ普通

苗代ハ僅カ三町歩余ナリシガ本年度ハ之ガ指導ノ結果改廃反別

十一町歩ノ増加ヲ見タリ是レニ依ル収入ハ確定セザレトモ大ナ

ルモノト信ズ

一、副業奨励

一 養兔

二 製筵 本年度ニ於テ製筵機五台(現二三台使用)共同購入

ヲナシ製筵致シ居ルガ数日前マデニ五〇〇枚製造シ

タリ為ニレガ共同販売セント^(中略)交照中ナリ

一三、土地改良奨励指導

本村土壤ノ大半ハ不良土多ク是レガ改良ハ其方途種々アルモ土

地改良ニ待ツベキ点多シ依而是レガ指導ノ結果現ニ三町歩余ノ

排水工事施行シツツアリ

一四、味噌製造伝習

米麴 一石三斗

麦麴 五斗

一五、協議会並ニ座談会開催

農事実行組合幹部会

小麦増殖実行委員会

統計調査委員会

農友支部座談会

各農事実行組合座談会(夜) 延十九回

一六、各種実地指導ヲナス

一七、小麦実地指導地ノ設置並指導

本村ニ県ヨリ実地指導地五反歩割当ラレタルヲ以テ左記ノ通り

担当者ヲ決定之ガ実地ノ指導ヲナス

本村 小 針 林 平 鉢 柏 村 惣兵エ

寺内 鈴 木 駒 蔵 根宿 円 谷 多市郎

松倉 塩 田 倉 治

一八、農会報ノ発行

四月ヨリ随時農会報ヲ発行シ農事ニ関スル諸般ノ注意奨励スベ

キ事項等一般当業者ノ参考ニ資セリ

一九、農事視察

五月二〇日農事実行組合員郡山県立農試並ニ製糸会社視察ヲナ

ス

九月二六日県立農事試験場主催農具実演会並製繩競技会視察ヲ

ナス

〔町有 昭10・2「中畑村会議録」抜粋〕

三二九〔昭和一〇年農村の状況〕

第一章 総説及事業ノ目的

現今農山村ノ実状ヲ視ルニ積年ノ不況ニ疲弊困憊年ヲ追フテ甚ダシク之レガ応急対策トシテ昭和七年以來施行シ來ル各種救農事業ハ農民ノ更生ニ資スルモノアルモ未ダ窮迫ノ域ヲ脱シ得ス殊ニ小農小作農ノ如キハ其窮乏極ニ達シ陸績トシテ農村ヲ離レツツアリ之レ一面ニハ農村不況ノ結果ヨリ來ルハ論ヲ俟タサルモ一面ニハ耕地面積ノ狹隘ヨリ來ル余剩勞力ヲシテ他ニ転センカ為メニシテ離村者ハ逐年増加ノ趨勢ヲ示スハ寔ニ遺憾ノ極ナリ事情斯クノ如クニシテ之レガ恒久的農村施設ヲ講スルニ非サレバ農村ハ永久ニ現状ヲ打破シ更生ノ途ヲ得ス本県国土ハ屈指ノ大面積ヲ有シ県下ニハ開拓ノ余地猶ホ存スルモノ多ク末開ノ儘ニ放置

既往五年間外国渡航許可旅券下付人員調

国 別	種 別	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
北米合衆国(布哇ヲ含ム)		一一	一一	八	二	四	一	三	五	三	三
加 奈 陀		二	三	七	二	一	一	一	四	一	一
墨 西 哥		一〇	二	一	三	一	一	一	一	一	一
伯 刺 西 爾		三〇	三〇	一七	八	一六	一七	一六	一八	一六	一三
	計	五三	五三	二七	一〇	三二	三	三二	一〇	三二	三

調

セラルル開墾適地ハ約四万町歩ニ上レリ

県下農家総戸数自作小作農家戸数耕作面積並ニ一戸当耕作面積

種 目	昭和六年同	七年同	八年同	九年同	十年
農 家 戸 数	一四三、三五	一四一、六五	一四三、八〇	一四三、〇五	一四三、六一
耕 作 戸 数	一三九、三〇	一三九、〇〇	一三九、四六	一三九、七七	一四〇、〇一
自 作	四九、五八	四八、八七	四七、三二	四五、九〇	四五、九三
小 作	三六、〇八	三八、三六	三九、五五	四一、〇六	四二、六八
自 作 兼 小 作	五、五四	五、六三	五、〇〇	五、八八	五、〇〇
其 他 (共 牧 畜 業 村)	三、二五	二、九二	三、〇八	三、二七	三、七〇
耕 地 面 積	一七、六八二	一八、二六	一八、三三	一八、〇四	一八、六五二
畑	一〇三、一九七	一〇三、二九七	一〇三、〇〇九	一〇三、三四	一〇三、五五
田	八七、四八四	八七、八八九	八八、〇三	八八、〇六一	八八、〇八六
一 戸 当 耕 作 面 積	町 一、三七	町 一、三七	町 一、三七	町 一、三七	町 一、三五
畑	町 〇、七四	町 〇、七四	町 〇、七三	町 〇、七三	町 〇、七三
田	町 〇、六三	町 〇、六三	町 〇、六三	町 〇、六三	町 〇、六二

秘	露	丁	馬	巴	奈	比	律	英	領	其	計
一五	七	一七	九	一	一	九	一	七	七	七	四九六
三	三	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	三五七
八	八	六	九	一	一	一	一	一	一	一	八五
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	三三三
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四
二	二	八	六	六	六	六	六	六	六	六	三五六
六	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七九
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五二
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	一、二九二
三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	七九
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六三
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	一、八二
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、三六
四	四	五	五	五	五	五	五	五	五	五	一、〇七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二、四七

本計画地域ハ昭和十年ニ宮内省御料地ヲ有償ニテ払下ゲテ受ケタルモノニシテ裏ニ大規模開墾計画ノ予定地区トシテ採択調査ヲ進メラレタル一部ナレ共之レガ計画樹立ニ当リテハ総テ将来ノ大規模開墾計画ニ支障ナキヨウ大乗の見地ニ立脚セシムル方針ナリ且ツ従来慣行ノ農業経営ニ就キテモ亦改良ヲ要スルモノ尠シトセズ 即チ主要食糧タル米作重点ヲ置キタル経営ヲ改メ適地適作主義ニヨル畑地ノ多角的利用ニヨリ土地利用価値ヲ増進セシムルト共ニ優良農具ノ合理的利用努力ノ節約ノ有畜農業ニ依ル肥料ノ自給等ヲ画策シ以テ合理的農業経営ノ範ヲ垂レ開墾地移住者ヲ招致シ小作者ヲシテ自作農タラシメ堅実ナル理想農村ヲ建設シ将来県下未開地ノ開発並ニ農業啓発上ニ於ケル好箇ノ実証の示範タラシメントス

〔矢吹原集営集團農耕地開発事業計画書〕〔抜粋〕

三三〇〔昭和一〇年農村の経済状況〕

一 附近農村ノ概況
 第一節 経済状況
 本地区ノ隣接農村矢吹町、三神、中畑、川崎各村ニ就キテ農業状態ヲ示セバ次ノ如シ
 第一表 町村別人口世帯数面積及戸口密度 面積ハ反単位トス

町村名	世帯数	現住人口	面積	戸当り面積	一人当り面積
矢吹町	七二	四、〇七	一、八八	二、三	二、三
三神村	四三	二、八六	一、〇五	二、八	二、八
中畑村	四九	二、四七	一、〇〇	二、四	二、四
川崎村	四六	二、七三	一、八三	二、九	二、九

第二表 各町村別戸数人口農家戸数及一戸当耕作面積

町村名	戸数	人口	農家戸数	一戸当耕作面積	
				田	畑
矢吹町	七二	四、〇七	三六〇	〇、四三	一、〇〇
三神村	四三	二、八六	四三三	〇、九	一、〇五
中畑村	四九	二、四七	四三三	〇、七	一、〇七
川崎村	四六	二、七三	三七五	〇、九	一、〇七

第八表 納税別戸数表

町村名	三円三円以上	五円以上十円以上	十円以上二十円以上	二十円以上三十円以上	三十円以上四十円以上	四十円以上
町村名	三	五	三	二	一	一
矢吹町	二六〇	一四〇	一九一	七〇	三〇	一六
三神村	二二五	二四	三七	六〇	二四	一七
中畑村	一一一	五〇	三六	四九	六	一七
川崎村	一〇五	三五	三三	四六	八	一八

第九表 労賃表(弁当持参)

町村名	農繁期男	農繁期女	農閑期男	農閑期女	大工	石工	土工
町村名	七・〇	六・七	六・〇	五・五	一・三〇	一・三〇	一・〇
矢吹町	七・〇	六・七	六・〇	五・五	一・三〇	一・三〇	一・〇
三神村	一・〇〇	九〇	七〇	六〇	一・一〇	一・一〇	一・〇
中畑村	一・〇〇	九〇	七〇	六〇	一・一〇	一・一〇	一・〇
川崎村	一・〇〇	九〇	七〇	六〇	一・一〇	一・一〇	一・〇

常備夫年手当 四〇・〇〇—二〇〇・〇〇 円
男 女

三 土地ノ利用状況

本地区ハ従来御料地ノ関係上開墾地ト見做サレツツモ未開発ノ儘放置セラレ土地ノ農業上ノ利用程度極メテ粗放ナリ
山林ハ氣候土質ノ関係に於テ赤松自然生成育良好ニシテ又欄葉林ノ成育ニ適シ櫟、檜等ノ繁茂セルモノ多ク赤松ノ大部分ハ磐城地方炭坑ノ枕木トシテ伐採搬出セラレ他ハ薪炭林ニ供セラル
原野ハ主トシテ萱叢生シ雑木混生シテ屋根葺材料並ニ堆肥材料ノ採取地トシテ利用セル状況ナリ

地区ニ隣接スル水田約百町歩ハ水稲ニシテ地区内畑地約五十八町歩ハ従来可及的ニ輪作ニシテ主トシテ陸稻及菜園、大小麦、此レニ次ギ蔬菜中特ニ大根白菜ハ優良ノモノヲ生産ス
今地区内土地ノ生産状況ヲ表示セバ左ノ如シ
土地利用状況表

地目	見込面積 反	生産物 ノ種類	利用方法 二毛作殆 ソドナシ	同		年
				見込面積 反	生産高 石	
陸稻	一五四	陸稻	二毛作殆	一五四	一・三	五、八七・八四
蕎麦	五四七	蕎麦	ソドナシ	五四七	一・〇	六、六二・四〇
大麦	六九一	大麦	ソドナシ	六九一	二・二	九、二二・三
小麦	四三六	小麦	ソドナシ	四三六	一・四	九、五七・五〇
大豆	三三六	大豆	ソドナシ	三三六	一・〇	三、〇〇・四〇
蕎麦	二五九	蕎麦	ソドナシ	二五九	一・二	二、七・五
蔬菜類	一四二	蔬菜類	ソドナシ	一四二	二・四	三、四九・四〇
米	六・七	米	四年生	六・七	二・〇	一、一〇・〇
赤松	二、八七	赤松	三年生	二、八七	三・〇	八、六四・一〇
櫟	四八・五	櫟	三年生	四八・五	四・五	二、二六・七五
萱生草	三、九三	萱生草	三年生	三、九三	三・三	三、六〇・六七
計	三、九三			三、九三	三・三	三、六〇・六七

四 土地ノ價格及小作料

地目別	賃貸價格			売買價格			小作料			備考
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
宅地	・二四	・〇七	・三六	三三〇・〇〇	三三〇・〇〇	二二〇・〇〇				宅地ノ賃貸價格ハ坪当トス
原野	・三〇	・三三	・三〇	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇				
山林	・八〇	・六五	・三〇	四〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇				
畑	一六・〇〇	六・〇〇	二・二〇	三〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇	八・〇〇	五・〇〇	一・七〇	
田	三六・〇〇	一〇・〇〇	七・〇〇	三〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇・〇〇	〇・七〇	〇・三〇	

五 事業地附近農家ニ於ケル主要農作物反当収支計算

地目作物	収入				収出				差引純益	備考			
	収量	単価	價格	雑入	計	種子代	肥料代	労銀			公課其他	雑費	計
田水稲	一・六石	六元	四八・〇〇	二四〇・〇〇	四七・二〇	一・〇〇	九・〇〇	一六・一〇	一・六〇	一・五〇	二九・三〇	一八・〇〇	労銀八一 日七十銭 (男女共)
畑陸稻	一・三	三五	三〇・〇〇	一・五〇	三・五〇	〇・九〇	九・〇〇	二・三〇	一・二〇	〇・六〇	二四・〇〇	七・五〇	
莖苔	一・〇	三三	三三・〇〇	〇・九〇	三・二〇	〇・一〇	四・五〇	六・六五	一・二〇	〇・一〇	二・四五	一・四五	
大麥	二・三	六	一三・二〇	一・五〇	四・七〇	〇・五〇	六・五〇	一・五〇	一・一〇	〇・五〇	一九・〇〇	四・三〇	
小麥	一・四	一五	二一・〇〇	一・五〇	三・五〇	〇・六〇	六・〇〇	一・五〇	一・一〇	〇・五〇	一八・六〇	三・九〇	
大豆	一・〇	一四	一四・〇〇	〇・五〇	四・五〇	〇・四〇	四・五〇	五・六〇	一・一〇	〇・一〇	一・八三	二・五七	
蕎麥	一・三	七	九・〇〇	〇・六〇	九・六〇	〇・六〇	一・九五	五・六〇		〇・一〇	八・三五	〇・六五	
馬鈴薯	一・〇〇	一八錢	三三・〇〇	一	三三・〇〇	五・一〇	一〇・二〇	一一・九〇	一・一〇	一・七五	三〇・〇〇	一・九五	

品目	数量	単価	備考
硫酸安	10貫	3.50	
過磷酸石灰	7貫500	1.50 (一呎入)	
硫酸里	10貫	5.00	
石灰	10	80	
大豆粕	一枚	2.30 (七貫300匁)	
石油發動機	一台	30.00	
脱穀機	10	20.00	
精米機	10	30.00	自動調製機
精麥機	1	20.00	移動用
製粉機	1	180.00	
菜種油機	1	350.00	
		20.00	庄機
		30.00	其他

六 事業地附近ニ於ナル購買又ハ販売品ノ價格調
 (一) 耕地關係
 (最近五ヶ年間ノ平均)

品目	数量	単価	備考
太根	500メ	110.00	
玉蜀黍	1.5石	1.00	
燕麥	2.4	1.60	
白菜	6	1.60	
白	200メ	0.50	
ザットウ	400メ	0.80	
桑	1.3	1.00	
唐帶	1	10.00	
萬石	1	10.00	
分道	1	10.00	
具石	1	1.50	
帶	1	1.00	
調	1	1.00	
粟	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
鈴	1	5.00	
甘藷	1	1.00	
小諸	10	1.00	
大豆	1石	1.00	
大	1	1.00	
小	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	
諸	10貫	1.00	
豆	1石	1.00	
豆	1	1.00	
蕎麥	1	1.00	
大麥	1	1.00	
小麥	1	1.00	
陸稻	1石	3.00	
粟	1	10.00	
薯	1	5.00	

品目	数	量	単価	備考
桑苗		一、二三本	一本ニ付 二錢五厘	
右植付金肥		大豆粕 一セメ 過磷酸石灰 七セメ	一メ日ニ付 二錢	
蚕箔		飼育用 上籠用	六錢 六錢	
蚕紙		繩網 系網	二錢 六錢	
改座		紙 二〇枚	一錢	
蚕架		竹材 三〇本	一本ニ付 三錢	
寒暖計		六本	一本ニ付 三錢	
噴霧器		一ケ	一ケニ付 一圓	
		一ケ	一圓	
		一ケ	五錢	

四 養蚕関係
購買品価格

品目	数	量	単価	備考
仔牛		一頭	六〇〇円	牝牡平均
仔豚		一羽	三〇〇	
成鶏		一個	三〇	
成鶏		一個	三〇	
綿羊		一疋	一〇〇	

種別	内訳		計	割合	備考
	現金額	現物額			
住居費	三・三五	〇・三四	三・五九	四・三%	

七 事業地附近ニ於ケル農家一戸当生計費調(昭和九年)
生活程度中等ナル自作農家 家族数 九人

品目	数	量	金額	備考
仔兔		一番	八五	
兔皮		一枚	五〇	
兔肉		一疋	七五	
真綿		一貫	七五	
切干大根		一貫	七五	
干切大根		一貫	六〇	

販売品価格

品目	数	量	金額	備考
給桑台		二ケ	一ケニ付 五錢	
剪定山具		一ケ	一ケニ付 一圓五錢	
其他農具		一ケ	五錢	
毛羽取器		一ケ	五錢	
鋸		一ケ	五錢	
包丁		一ケ	五錢	
組板		一ケ	五錢	
真綿加工用具		一式	一五〇	
庄搾器		一台	一五〇	
庄搾台		一個	一〇〇	
庄搾台		一台	五〇	

成シ利用維持ニ遺憾ナカラシムルモノトス
 第六條 共同作業ノ貸付ヲ受ケタル組合ハ左ノ簿冊ヲ備付ケ
 利用状況并ニ収支状況ヲ明カナラシムルモノトス

一、備品台帳

二、金銭出納簿

三、消耗品受払簿

四、作業日誌

五、其他必要ナル帳簿

第七條 貸付ヲ受ケタル組合ハ毎年一回三月末日ニ利用状況

并ニ収支状況ヲ村長ニ報告スルモノトス

第八條 村長ニ於テ必要ト認ムトキハ共同作業場維持管理及

利用関シ書類簿冊ヲ検査シヌハ報告ヲ徴スルコトヲ得
 ルモノトス

〔町有 昭10・4「三神村会議録」抜粋〕

三三三〔昭和一二年移住者開墾勞銀支払方法の通知〕

昭和十二年三月二十七日

矢吹原開墾事務所長

地方農林技師 加藤 達 三郎

各部落組合長殿

移住者開墾勞銀支払方法ニ関スル通知

従来移住者ニ支払フ開墾勞銀ハ今般産業組合中央金庫ヨリ低利資

金借入ノ条件トシテ四月一日ノ會計ヨリ本人受領金額ハ直チニ弥

栄信用売購買利用組合ニ貯金セシム可ク候間此旨部落民一同ニ御

通知相成候

追テ組合ヨリ夫々本人ニ入金通知書發送可為致候条必要ニ応シ

払戻相成度

〔弥栄 愛沢晃家文書〕

三三三〔昭和一三年共同採種圃生産種子配給計画〕

昭和十三年度共同採種圃生産種子配給計画

無償交付十一月二十二日正午

陸 種 凱施糯一号 一人当三升宛ノ割合

秋蒿麦 牡丹種 一人当一升宛ノ割合

空袋又ハ空吹持参ノコト

有償交付分申込順現金引渡

作物名	品 種 名	配給数量	当制限人	配給単価
陸種粳	田 優 一 号	一石一斗五升	一斗	一升十八錢
〃	愛 善	一石八斗	一斗	一升十八錢
〃	奥 羽 五 号	一斗一升	三升	一升十八錢
〃	奥 羽 二 三 号	一斗一升	三升	一升十五錢
〃 糯	凱 旋 糯 一 号	一石一斗二升	一斗	一升十八錢

〔弥栄 愛沢晃家文書〕

三三四〔昭和一四年共同野鼠駆除について〕

昭和十四年三月七日

各部落長殿

野鼠駆除ニ関スル件

兼テ御希望ニ依リ中畑地区四部落ニ野鼠駆除実施致度候条左記事
項承知ノ上三月十日迄申込相成度

記

一、各部落実施反別三十町

二、各部落ニ於テ準備スベキモノ

湯沸釜 清水五升分 手桶又ハバケツ二、鹽一、一升枡二、

洗面器一、古新聞紙十五枚、蕎麥粉一斗五升

三、右ノ外各部落ニ於テ負担スベキ室扶斯菌代三十打分約一円五

十銭

〔弥栄 愛沢晃家文書〕

三三五〔昭和一四年三神村増産奨励金交付〕

福島県指令農

西白河郡三神村

昭和十四年九月十九日申請其ノ町村ニ於ケル米穀増産数量ニ応シ
交付スル増産奨励金昭和十四年度ニ於テ金二百十三円ヲ交付ス

昭和十五年三月三十一日

福島県知事 橋 本 清 吉印

〔町有「三神村県郡庁指令綴」抜粋〕

三三六〔明治二五年農会の組織について〕

勸業ニ関スル事項

二十五年三月本県告諭第一号農会組織之件ニ抛リ村農会設立ヲ
一村ニ説論スルモ中畑新田大和久ノ二部落ハ入会スル者ナク矢
吹ニ於テ小団結ノ組織ヲ為スモ突然タリト云フヲ得ス尚規模ヲ
大ニシ全村ノ農会タルヲ視ルノ計画ナリ大字矢吹字宮ノ前其ノ
他四字ノ耕地ニ於テ螟虫ヲ発生シ駆除予防法ヲ施行シタリ然レ
ドモ駆除其時期ニ後レ充分ノ功ヲ養セス因テ本年苗代ノ候ヲ待
テ予防法ヲ施行スルノ見込ナリ

〔町有 27・4「矢吹村会議録」抜粋〕

三三七〔明治三〇年矢吹村農事信用組合契約写本〕

矢吹村農事信用組合契約写本

今般農業ノ発達及信用ノ美徳ヲ養成センガ為メ農事信用組合ヲ組
織シ左ノ契約ヲ締結ス

第一 条 本組合ハ組合員ニ其業務上要スル所ノ資本ヲ貸附及

貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的トス

但シ存立期限ハ明治三十年三月ヨリ明治五十年二月

迄満二十年トス

第二条 組合ノ資金ハ左ノ三種トス

第一 株金

株金ハ金二十円ヲ以テ一株トシ毎月一回一株ニ付金二十銭宛ヲ株金全額ニ達スルマデヲ払込ムモノトス

但シ一人ニ付数株ヲ有スルコトヲ得

又株金ハ除名ノ場合ノ外ハ組合存立ノ間之ヲ払込スト

雖モ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ相続人ニ讓渡シ又ハ他人ニ売渡スコトヲ得

第二 準備金

準備金ハ各組合員加入ノ節払込マシムベキ加入金二十錢ヲ積立之ニ毎年ノ利益ヲ加ヘ其金額株金總高ノ十分ノ一ニ至ルマデヲ積立ツルモノトス

第三 貯金

貯金ハ組合員及他人ヨリ預ケ入ルモノニシテ利子ノ割合ハ役員会ノ評議ニヨリ之ヲ定ム利子ハ払込ノ翌月ヨリ起算シ払戻前月マデ之ヲ附ス

第三条 株金ハ毎月十四日ヲ以テ払込ムモノトス

但シ右期日ニ払込ヲ怠リタル者ハ一株ニ付一日金一

錢宛ノ懈怠金ヲ徴取シ尚引續キ満二ケ月ニ至ル者ハ

除名スルモノトス

第四条 左ノ要件ヲ具フル組合員ハ貸附ヲ請求スルコトヲ得

第一 少クトモ既ニ一回以上株金払込ヲナシタル事

第二 前ニ借受タル貸附金ハ既ニ之ヲ返済シタル事

又組合ノ借入金ニ付従來証人ニ損害ヲ蒙ラシメタルコト無キ事

第五条 組合員ハ其払込タル持分高迄ハ貸附金ヲ請求スルコトヲ得

持分払込高ニ越ユル金高ハ役員ニ於テ信用程度表ニヨリ貸附ヲナスコトヲ得ベシ

信用程度表ハ毎年一月ニ於テ役員ノ協議ニヨリ之ヲ判定スルモノトス

第六条 貸附ハ二人以上ノ保証人ヲ立テシメ組合長ニ於テ必要ト認メタルトキハ相当ノ抵当ヲ出サシムルモノトス

貸附期限ハ当分一ケ年以内トス利子ノ割合ハ時ノ模様ニヨリ役員評議ニヨリ之ヲ定ムベシ

第七条 組合員ハ選挙ニ参与シ及總會ニ於テ発言ノ權ヲ有ス

又無給職ヲ担任スルハ組合員ノ義務トス

組合員ハ株金ノ多少ニ拘ハラズ總會ニ於テ同一ノ權ヲ有ス

組合員ハ何時ニテモ組合事務所ニ出頭シ帳簿ノ閲覽ヲ

請求スルノ權アリ

第八條 組合員ハ組合ニ対シ其株金高ニ応ジ損害ヲ分担スル

ノ義務アリ又新タニ組合ニ加入スル者ハ旧組合員ト同

一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第九條 組合員若シ貸付金ノ返済ヲ怠リ又ハ利子ヲ払込マザ

ルトキハ之ヲ除名シ其負債金ハ其株金及其他ノ財産ヲ

以テ償ハシメ猶足ラザルトキハ保証人ヲシテ之ヲ弁償

セシム

第十條 組合員犯罪又ハ其他ノ所為ニヨリ痛ク信用ヲ失フコ

トアルトキハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ除名ス

第十一條 組合員第三條第九條第十條ニヨリ除名シタルトキハ

二ヶ月以内ニ其株金ヲ払戻スベシ併シ準備金及其他ノ

財産ハ之ヲ払戻サザルモノトス

若シ死亡ニヨリ相続者ナキ時又ハ他国ニ移転スル場合

ニ於テハ總會ノ決議ニヨリ準備金ヲ払戻スコトアルベ

シ

又死亡者ノ相続人及除名者ハ組合除籍ノ以前ニ係ル組

合ノ損失ニ対シテハ凡テ分担ノ義務ヲ負フモノトス

第十二條 組合員ハ毎月一回十四日ヲ以テ總會ヲ開キ農事上ニ

関スル必要ナル研究及協議ヲナスベシ

但シ会場ハ組合員ノ順番トス

第十三條 毎年一月總會ノ節ハ前年度ノ決算報告ヲナシ其年ノ

予算ヲ議定シ役員及委員ヲ選挙シ必要ナル規則ヲ議定

ス但シ決算上ノ利益金ハ存立期限間分配セザルモノト

ス

第十四條 總會ノ議事ハ組合長又ハ其代理者議長トナリ過半数

ニヨリ之ヲ決ス又出席員ノ數組合員ノ三分ノ二ニ滿

タザル時ハ議事ヲ開クヲ得ズ總會決議ノ事項ハ之ヲ議

事録ニ載セ議長及出席員之ニ署名捺印スベシ

組合会ニハ組合員ノ外他人ヲシテ代理セシムルコトヲ

得ズ

第十五條 組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一 組合長 一人

一 會計係 一人

一 監査役 六人

一 書類預り人 一人

但シ書類預り人ハ監査役ヲ兼スルコトヲ得

第十六條 各役員ハ投票ニヨリ之ヲ定ム其任期ハ一ケ年トシ滿

期ノ後ハ再選スルコトヲ得

但シ投票ニヨリテ當選シタル者ハ總會ニ於テ正當ノ

理由アリト認ムルニ非ザレバ妄リニ役員ヲ拒辞スル

コトヲ得ズ

第十七條 組合長ハ組合ヲ代表シ又總會及役員会ノ決議ヲ執行

ス凡テ組合ノ名ヲ以テスル書類ニハ矢吹村農事信用組
 合ト記シ組合長ノ氏名ヲ附記スベシ

會計係ハ凡テ組合長ノ命ニヨリ金員ヲ出納ス

監査役ハ組合長及會計係ノ事務ヲ監督シ及須要ナル協

議ニ參與スルモノトス

第十八条 組合長會計係及監査役ハ其職務上過失懈怠ニヨリテ

生ジタル損害ニ対シテハ連帶責任トス其各自ノ過失懈

怠ニヨルモノハ各其責ニ任ズ

但シ火難盜難不得止災害ヨリ生ジタル場合ハ此限ニ

非ズ

第十九条 組合契約ノ改正又ハ組合ノ解散ニ関スル議事ハ組合

総員三分ノ二以上ノ多数ニ非ザレバ可決スルコトヲ得

ズ

第二十条 組合解散スルトキハ總會ニ於テ二人以上ノ精算人ヲ

選挙スベシ精算人ハ組合ノ財産及負債高ヲ取調べ先ヅ

負債ヲ償却シタル後其財産ヲ各組合員ノ持分高ニ応ジ

テ分配スベシ若シ仍ホ未済ノ貸附金アルトキハ返金次

第割渡スベシ精算人ハ組合役員ト同一ノ權利ヲ有シ義

務ヲ負フ

組合ハ精算終局ニ至ルマデ継続スルモノトス

第二十一条 各組合員持分ノ株數數左ノ如シ

今般産業組合法に拠リ有限責任中畑信用購買組合設立致度候間御
 許可相成度別冊定款相添此段申請候也

大正元年十二月四日

設立者 小針 静雄 小林馬之助 富永 亀藏

遠藤 正見 遠藤 重太郎 小針 己之吉

鈴木 勝太郎 小林 忠藏 富永 三之亟

岡崎 金太郎 柏村 作次郎 五十嵐 勝治

清原 月潭 鈴木 常藏 鈴木 寅吉

佐藤 金次郎 鈴木 虎次郎 水戸 福太郎

鈴木 己之作 水戸 捨吉 水戸 仙之助

円谷 丑藏 水戸 寅次 水戸 伊左エ門

円谷 徳太郎 円谷 長作 野崎 龜太郎

円谷 元次 後藤 助十 梅宮 八郎

水戸 勘十郎 野崎 直次郎 水戸 治助

佐藤 重藏 野崎 久之亟 小針 金太郎

佐藤 留四郎 小針 熊次 佐藤 吉太郎

鈴木 惣八 佐藤 吉三郎 大和田馬次郎

大和田亥之助 大和田徳重 大和田嘉吉

〔本町 熊田俊一家文書〕

仲島 馬次 高久 浜吉 木戸 作次郎

水戸 静 小針 留七 野崎 清五郎

鈴木 喜七 赤塚 佳信 田中 三喜

佐藤 清次 鈴木 喜作 高久 善作

高久 富三郎 仲島 忠次郎 田中 大吉

五十嵐 磯吉 吉田 伊二郎 富永 富次郎

高久 周之助

福島県知事

西久保 弘 道殿

(名前は上から下へつづく。住所職業を略す)

[中畑 小針頼晴文書]

三三九 [大正二年有限責任中畑信用購買組合設置許可]

福島県指令商第一三九六号

西白河郡中畑村

小針 静 雄 外六十三人

大正元年十二月四日付申請有限責任中畑信用購買組合設置ノ件許

可ス

大正二年二月三日

福島県知事 西久保 弘 道[㊟]

[中畑 小針頼晴家文書]

三四〇 [大正二年大和久産業組合設立資金と生草無料交付につ

いて]

第一八号議案

一町財産保護料補給並ニ将来契約ニ関スル件

今般町有財産ニ飯シタル大字大和久内地内字白田山笹目平及赤沢

山ニ対シテハ従来大字大和久ニ於テ保護管理ヲ為シ且ツ多大ノ

山費ヲ要シアルハ一般ノ認ムル所ナリ依テ町トシテ相当ノ補給

ヲナシ且ツ町有財産管理及町有林植林経営上並ニ町将来ノ円満

ヲ図ランガ為メ左ノ通り決定セントス

(一) 大字大和久従来ノ出費補給トシテ金二百三十六円九銭ヲ大字大

和久ニ交付シ産業組合設立資金ニ充テシムルコト

(二) 町有財産植林経営ニ付左ノ區別ニ從ヒ地上生草ヲ無料交付シ管

理保護ノ責ニ任セシムルコト字赤沢山全部及字笹目平ノ内半額

大字大和久ニ生草無料交付 字白田山全部及字笹目平ノ内半額

大字矢吹及中畑新田ニ生草ヲ無料交付但シ右決定ハ町造林経営

中ニシテ其間各大字ニ於テ保護管理ヲ為スハ勿論其ノ土地ニ対

スル公課ハ各大字ニ於テ之ヲ負担シ且ツ地上生草ハ他町村ニ転

売スルヲ許サズ

右提出ス

大正二年二月四日

矢吹町長 大谷 知房

〔町有 大2・「矢吹町会議録」抜粋〕

三四一 「大正六年三神村農会へ村費補助許可」
西白河郡指令

三神村長

大正六年十二月十五日甲第二七三号申請其村農会へ対シ村費補助ノ件許可ス

大正六年十二月二十日

西白河郡長 丸 野 定 行 印

〔町有「三神村農会人民願伺届綴」抜粋〕

三四二 「大正八年創立矢吹信用購買組合（大正一四年度事業報告）

有限会社 矢吹信用購買組合

創立大正八年八月

大正十四年度ニ於ケル事業の状況報告左ノ如シ

貸付金ノ運用ハ繁多ナルモ財界不況ニシテ回収困難ト認メ貸出ヲ手控ヘタルモ尚年度未ニ於テ一千八百十六円ノ繰越金ヲ見タルハ財界不況ニ基因スルナランモ組合員ノ組合ヲ諒解セザル所以ニアリト認ム然シテ財界不況ナルモ本年新加入ヲ募集シタルニ組合員百三名出資口数三百二十八ノ増加ヲ見ルニ至ル、今後組合事業ノ

向上發展上大ナル利益トス貯金ハ事務員ナキヲ以テ是ガ勸奨ニ努メザル結果僅少ナリ随ツテ資金ニ豊ナラズ活動ノ余地ナシ加エ組合員組合ノ精神ヲ悉知セザル結果出資金及貸付金ノ払込ヲ怠ル、大ニ改善ヲ要スルモノト認ム而シテ本組合区域ハ小農工商多数ヲ占ム組合員ノ覚醒ニヨレバ其ノ効果ノ向上事業、發展ハ期シテ待ツベキモノナリ

貸借対照表

貸		借	
科 目	方 金 額	科 目	方 金 額
払込未済出資金	六、三六〇・〇〇〇 円	出 資 金	三、〇〇〇・〇〇〇 円
預 金	一、三六〇・三三〇	準 備 金	二、一四〇・〇〇〇
貸 付 金	一、八六〇・〇〇〇	産業組合中央金庫未払込出資金	一、四〇〇・〇〇〇
未 収 入 利 子	四一〇・〇〇〇	県信用組合連合会未払込出資金	八、〇〇〇
産業組合出資金	一〇〇・〇〇〇	貯 金	五五〇・〇〇〇
中央金庫出資金	一〇〇・〇〇〇	本年度剰余金	一、七六〇・六〇〇
県信用組合出資金	一〇〇・〇〇〇		
現 金	三、〇八三・三三〇		
合 計	三、〇九〇・二六〇〇	合 計	三、〇九〇・二六〇〇

組合員及出資口数

職業別	年度別		附記
	前年度末	本年度末	
農	組合員数	組合員数	脱退者 四人 一〇〇口
工	出資口数	出資口数	
商	組合員数	組合員数	増口 三八口 新加入 一〇四人 三三八口
其	出資口数	出資口数	
他	組合員数	組合員数	譲受加入 三人 一〇〇口
計	出資口数	出資口数	
	一八〇	一八〇	
	七三	七三	
	三三	三三	
	一〇	一〇	
	一〇	一〇	
	一〇	一〇	

〔矢吹小「郷土誌」抜粋〕

三四三〔大正一五年一月現行矢吹信用購買組合定款〕

有限責任矢吹信用購買販売組合定款

第一章 総 則

第一 条 本組合ハ左ノ事業ヲ営ムヲ以テ目的トス

- 一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト

- 二、組合員ニ対シ其経済ノ発達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニアル者公共団体又ハ営利ヲ目的トセサル法人若シクハ団体ノ貯金ヲ取扱フコト

- 三、産業及経済ノ発達ニ必要ナル物品ヲ買入組合員ニ売却スルコト

四、農業倉庫法ニ依リ農業倉庫ノ経営ヲ為スコト

五、本組合ハ加入予約者ノ貯金ヲ取扱フ

第二 条 本組合ハ有限責任矢吹信用購買販売組合ト称ス

第三 条 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四 条 本組合ノ区域ハ福島県西白河郡矢吹町一円トス

第五 条 本組合ノ事務所ハ之ヲ福島県西白河郡矢吹町大字矢吹字西側四十番地ニ置ク

第六 条 組合員タルモノハ本組合ノ区域内ニ住居シ且ツ独立ノ生計ヲ営ムモノニ限ル

第七 条 組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合ニ加入スルコトヲ得ス

第八 条 本組合ノ存立期限ハ二十年トス

第九 条 組合員ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

- 一、出資額ニ相当スル財産ニ対シテハ出資額ニ応シ算定ス

- 二、準備金及特別積立金ニ対シテハ払込済出資累計額ニ応シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

- 三、其ノ他ノ財産ニ対シテハ払込済出資累計額ニ応シ之ヲ算定ス

- 四、組合ニ損失アリテ未タ填補ヲ為ササル前持分ヲ払戻ストキハ特別積立金ニ対スル持分ヲ按分シテ控除

シ特別積立金ヲ以テ足ラザルトキハ準備金ニ対スル持分ヲ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ填補シタル組合財産ニ対スル前年度末ニ於ケル持分ヲ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

第十八条ノ規定ニ依リ特別積立金ヲ臨時ノ支出ニ処分シタル場合亦同シ

組合財産カ出資額ヨリ減少シタルニキハ出資口数ニ応シ持分ヲ算定ス

第二章 出資及準備金

第十条 出資一口ノ金額ハ金二十円トス

第十一条 出資第一回ノ払込金額ハ一口ニ付金二円トス組合員

出資ノ口数ハ一口以上三十口以下トス

第十二条 第一回ノ払込後ハ剰余金ヨリ払込ニ充ツルモノ、外

組合員ハ出資一口ニ付毎年七月末金二円以上宛テ払込

ムコトヲ要ス

第十三条 出資ノ払込ヲ怠リタルトキハ期日後十日毎ニ出資一

口ニ付金一銭宛ノ過怠金ヲ徴収ス但シ十日ニ滿タサル

端数ハ十日トシテ計算ス

第十四条 産業組合ノ規定ニ依ル公告ハ本組合ノ揭示場及總會

ノ決議ヲ経タル新聞紙ニ掲載スルモノトス

第十五条 本組合ハ出資総額ト同額ニ達スル迄毎事業年度ノ剰

余金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立スルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ積立ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

第十六条 過怠金加入金増口金及第六十四条ノ規定ニ依リ払戻ヲナシタル持分ノ残額ハ之ヲ準備金ニ組入ル、モノトス

第十七条 剰余金カ準備金ニ積立ツヘキ金額及組合員ニ配当ス

ヘキ金額ヲ控除シテ尚残余アルトキハ役員報酬ヲ給與シ其他ハ之ヲ特別配当金特別積立金トナスモノトス

第十八条 特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ処分スルコトヲ得

第十九条 準備金及特別積立金ハ産業組合中央金庫若クハ總會

ノ承認ヲ経タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ国債証券興業債券拓殖券農工債券其他總會ノ承認ヲ経タル社債券ヲ買入ルル外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス

但シ特別積立金ハ總會ノ承認ヲ経テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第三章 機関

第二十条 本組合ニ理事七名 監事五名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ組合事務ヲ総理シ組合ヲ代表シ出納理事ハ金

庫ヲ保管シ金錢ノ收入支出ヲ管掌シ専務理事ハ組合事務ノ執行ニ任ス

組合長事故アルトキハ専務理事之ニ代ル

第二十一条 理事及監事ノ任期ハ四ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケス

組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補欠選挙ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ継承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍

其職務ヲ行フモノトス

第二十二条 辞任其他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ欠員ヲ生シタルトキハ通常總會開會ノ時期迄猶予スルコト能ハサル

場合ニ限リ臨時總會ヲ招集シ補欠選挙ヲナスモノトス

總會カ理事又ハ監事ノ解任ヲ議決シタルトキハ同時ニ

補欠選挙ヲナスコトヲ要ス

第二十三条 總會ハ通常及臨時ノ二種トス

通常總會ハ毎正二月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ

二、監事カ財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付下正ノ廉アルコトヲ発見シタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告スル

為メ必要ト認メタルトキ

三、理事カ欠ケタル場合ニ於テ監事カ必要ト認メタルトキ

四、組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ申請シタルトキ

第二十四条 總會ノ招集ハ少ナクトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員

ニ通知スルコトヲ要ス

第二十五条 總會ハ總組合員ノ半数以上出席スルニアラサレハ開

會スルコトヲ得ス 但シ半数ニ充タサルトキハ十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開會ス

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半数ヲ以テ之ヲナス

第二十六条 總會ノ議長ハ第二十四条第三項第二号ノ場合ヲ除ク

ノ外組合長之ニ当ル組合長故アルトキハ専務理事之ヲ代理ス

監事ノ召集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事

之ニ当ル其多数ナル場合ニ於テハ其互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタル時ハ出席者ノ互選ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第二十七条 組合員ハ總會ニ於テ同一ノ決議權ヲ有ス

組合員ハ五名以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス
組合員ハ自己ノ身上ニ関スル事件ニ付キテハ決議ノ數
ニ加ハルコトヲ得ス

第二十八條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り會議ノ顛末及出席者ノ員

數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名

捺印スルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議事ニ関スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 理事会ハ理事ヲ以テ組織シ定款ノ規定又ハ總會ニ於

テ委任セラレタル權限ヲ議決ス監事ハ理事会ニ出席シ

テ意見ヲ述フルコトヲ得 但シ決議ノ數ニ加ハルコト

ヲ得ス

理事会ハ半数以上出席シ其議決ハ過半数タルヲ要ス

第三十一條 本組合ニ信用評定委員拾名ヲ置キ總會ニ於テ組合員

中ヨリ之ヲ選任ス 信用評定委員ノ任期ハ四ヶ年トス

但シ再選ヲ妨ケス

第三十二條 信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任ス

ルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ関シテハ理事及監事ノ例

ニ依ル

第三十三條 信用評定委員ハ毎年一月及七月定會ヲ開キ組合員各

自ノ信用ヲ評定シ信用程度表ヲ作製ス

信用程度表ハ理事之ヲ保管シ役員ノ外閲覧ヲ許サス

第三十四條 理事及監事評定委員ハ名譽職トス 理事 監事及信

用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十五條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス書記ハ理

事及監事ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第三十六條 役員ノ報酬又ハ賞與ハ總會ニ於テ之ヲ定メ実費弁償

及書記ノ給料ハ理事之ヲ定ム

第四章 事務ノ執行

第三十七條 本組合ノ事業年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三

十一日ニ終ハル

第三十八條 本組合ニ余裕金アルトキハ産業組合中央金庫又ハ總

會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預ケ入ル、ノ外産業債券ヲ買

入ル、コトヲ得

第三十九條 事業執行ニ関スル細則ハ理事会ニ於テ之ヲ定ム

第一節 信用ノ部

第四十條 組合員カ貸付ヲ請求シタル時ハ理事ハ信用程度表及

貸付金ノ用途ヲ調査シ貸付クヘキ金額及其方法ヲ定ム

ルモノトス

第四十一條 理事貸付ニ際シ必要ト認ムル時ハ組合員ヲシテ保証

人ヲ立テシメ又ハ担保ヲ提供セシム

第四十二条 貸付金ノ弁済期限ハ一ヶ年以内ニ於テ之ヲ定ム

但シ特別ノ事由アルモノニ對シテハ二ヶ年以内トナ
スコトヲ得

第四十三条 貸付金ノ弁済ニ付テ遅引利息ハ金一百円ニ付一日金

五銭トス

第四十四条 倉庫部ニ於テハ発行シタル農業倉庫証券ニ對シテ為

ス貸金ハ保管物品ノ時価ノ十分ノ八以内トス

前項ノ貸付期間ハ受托物ノ保管期間ヲ超ユルコトヲ得
ス

第四十五条 理事ハ貸付金使用ノ実況ヲ監査シ貸付ノ目的ニ反ス

ルモノアリト認ムル時ハ組合員ニ對シ期限前ト雖モ弁

済ヲナサシムルコトヲ得

第四十六条 貯金ノ利息ハ毎年六月及十二月末日ニ於テ之ヲ元本

ニ組入ル、モノトス

第四十七条 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定

ム

一、貸付金ニ付テハ年一割二分以下

二、貯金ニ付テハ年七分以下

第二節 購買ノ部

第四十八条 本組合ニ於テ購買スル物品左ノ如シ

一、肥料 農蚕具

二、蚕種 種苗 家畜

其ノ他總會ニ於テ決議シタル物品

第四十九条 組合員ハ理事ノ承認ヲ經ルニアラサレハ組合外ヨリ

前項ノ物品ヲ購買スルコトヲ得ス

第五十条 理事ハ組合員ノ需用ヲ調査シ又ハ其ノ注文ニ応ジ取

扱物品ヲ便宜購買スルモノトス

第五十一条 組合員ニ売却スル物品ノ代価ハ市価ヲ標準トシテ理

事之ヲ定ム

第五十二条 理事ハ必要アル時ハ時期ヲ指定シテ組合員ニ注文物

品ノ見積代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第五十三条 組合員ハ物品引取リト同時ニ其代金ヲ支払フコトヲ

要ス但シ止ムヲ得ザル事由アル時ハ六ヶ月ヲ越エザル

期間代金支払ノ延期ヲ請求スルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ百円ニ付日歩四銭以内ニ於テ

理事ノ定メタル利息ヲ附スルモノトス

第五十四条 理事代金支払ノ延期ヲ承認スル場合ニ於テ必要アリ

ト認ムルトキハ組合員ヲシテ保証人ヲ立テムシルコト

ヲ得

第三節 倉庫ノ部

第五十五条 第一条第四号ノ業務ハ別ニ定ムル処ノ農業倉庫業務

規程ニ依リ之ヲ行フ

前項ノ規定ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章 剰余金処分及損失填補

第五十六条 剰余金ハ準備金及特別積立金ヲ控除シタル後ニアラ

サレバ之ヲ組合員ニ配当スルコトヲ得ス

剰余金ノ配当ハ払込済出資額ニ応シ其ノ率ハ年六分以

下トス

第五十七条 損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ

以テス

第五十八条 特別配当金ハ組合員カ其事業年度内ニ購買シタル物

品ノ価格ニ応シテ之ヲ配当ス其金額ハ第十七条ノ残余

金ノ十分ノ五以内トス

第六章 加入及脱退

第五十九条 組合ニ加入又ハ口数ヲ増加セントスルトキハ申込書

ニ加入金又ハ増口金ヲ添ヒ理事ニ差出スベシ理事本条

ノ申込書ヲ承認シタルトキハ其旨申込人ニ通知シ出資

第一回ノ払込ヲナサシメタル後組合員名簿ニ記載スル

コトヲ要ス

前項加入金額ハ組合財産増減ニ於テ毎年通常總會ニ於

テ之ヲ定メ増口金ハ金三十錢トス

第六十条 組合員其持分ヲ譲渡ナサントスルトキハ理事ノ承認

ヲ經ルコトヲ要ス

持分ノ譲受人組合員ニアラザル者ナルトキハ加入金及

出資ノ払込ヲナサシメザルノ外前条ノ規定ヲ準用ス

第六十一条 組合員カ脱退セントスルトキハ少クトモ其事業年度

末六ヶ月前ニ其旨ヲ組合長ニ予告スルコトヲ要ス

第六十二条 死亡ニ依リ脱退シタル組合員ノ相続人ガ遅滞ナク加

入ノ手續ヲナシタル時ハ組合ハ被相続人ニ対スル持分

ノ払戻計算ヲナサシテ之ヲ被相続人ト同一ノ権利ヲ

有シ義務ヲ負フモノト看做ス

第六十三条 組合員ハ左ノ事由ノ一ニ該当スルトキハ總會ノ決議

ニ依リ之ヲ除名ス

一、出資ノ払込、過怠金ノ納付、貸付金ノ弁済、利息

ノ支払、購買物品ノ代金ノ支払ヲ怠リ一ヶ月以内ニ

其義務ヲ履行セザルトキ

二、第四十九条ノ規定ニ違背シ物品ヲ購用シタルトキ

三、組合事業ヲ妨クル所為アリタルトキ

四、状罪其ノ他ノ所為ニヨリ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十四条 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ払戻ハ其払込済出

資額ニ止マルモノトス

但シ死亡禁治産其他總會ニ於テ止ムコトヲ得サルモ

ノト認メタル事由ニ依リ脱退シタル組合員ニハ持分

ノ全部ヲ払戻スモノトス然レトモ第六十三条ノ場合

ニ於テハ此限リニアラス

第六十五条 脱退シタル組合員ガ本組合ニ対スル債務アルトキハ

其債務ヲ完済シタル後ニアラサレハ持分ノ払戻ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第七章 解 散

第六十六条 本組合解散シタルトキハ理事其精算人ト為ル

但シ必要ニ応シ總會ニ於テ組合員中ヨリ選任スルコ
トヲ得

第八章 附 則

第六十七条 差ニ掲クル事項ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ之

ヲ行フコトヲ得ス

一、不動産ノ取得、讓與及処分ニ関スルコト

二、訴訟行為

第六十八条 組合設立当時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ

但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

理 事 組 合 長 丸 野 実 行

理 事 専 務 兼 出 納 石 井 皆 兄

同 大 野 富 蔵

同 芳 賀 仁 作

同 酒 井 岩 之 助

同 渡 辺 正 治

大正十五年一月現在理事監事及信用評定委員左ノ如シ

同 芳 賀 熊 之 助

監 事 矢 吹 平 司

同 川 上 藤 次 郎

同 酒 井 茂 市

同 佐 久 間 興 市

同 星 直 次

信 用 評 定 委 員 大 野 平 十

同 大 木 次 郎 吉

同 石 井 謙

同 大 野 俊 平

同 酒 井 佐 重

同 平 山 武

同 佐 久 間 熊 蔵

同 星 卯 吉

同 根 本 三 治 郎

同 栗 林 三 之 助

理 事 武 藤 一 策

同 石 井 皆 兄

同 兼 信 用 評 定 委 員 大 野 富 蔵

同 同 藤 田 勝 次

ど次第に活動せんとしつつあり。

〔中畑小「郷土誌」抜粋〕

三四六〔昭和一一年三神村所有靱貯蔵倉庫を保证责任三神信用

販売購買利用組合へ無償譲渡すること〕

第二十四号議案

三神村所有靱貯蔵倉庫ヲ保证责任三神信用販売購買利用組合へ無償譲渡ノ件

米穀奨励規則ニ依リ助成金ヲ受ケ建設シタル靱貯蔵倉庫ヲ本村

保证责任三神信用販売購買利用組合へ無償ヲ以テ譲渡スルモノ

トス

昭和十一年十二月十一日

三神村長 酒 井 寅三郎

追而譲渡ニ関スル契約ハ別ニ之ヲ定ム

昭和十一年十二月十一日決議

〔町有 昭11「三神村会議録」抜粋〕

三四七〔果樹苗木注文書提出について〕

十一月二十五日

組合員各位

果樹苗木注文書提出ノ件

弥栄産業組合

糞ニ御手モトニ差上置候果樹苗木注文書申込期日経過セシモ期日迄申込数甚ダ少ク取扱上支障来シ居候間至急御決定ノ上御申込相成度御願申上候

成度御願申上候

幹旋要項

一、柿ハ蜂屋種ニシテ授粉樹トシテ若干ノ紅御所ヲ混植スベク苗

木ハ石城部赤井村ヨリ幹旋ノ予定

二、梅ハ品種白加賀ニシテ新潟県ヨリ幹旋ノ予定

三、栗ハ品種豊多摩早生又ハ銀寄種ニシテ腰接苗ヲ茨城県ヨリ幹

旋ノ予定ナリ

◎備考

右苗木ハ撰定及幹旋農労園芸奨励官ニ於テナス為メ至急ヲ

要ス

〔弥栄 愛沢見家文書〕

三四八〔昭和一二年馬鈴薯種子取扱に関する件〕

昭和十二年十二月十四日

馬鈴薯種子取扱ニ関スル件

弥栄信用組合

組合ニ於テ今年度モ馬鈴薯種子購入致度候条希望者ハ至急申込下

度依ツテ種子ハ北海道産ノ本場物ニシテ価格モ相当安価ニ配給出

来得ルカト存候努メテ御注文下様御願旁々御通知候也

品種 男爵種

十九日産地八本海道亀田村農会

尚第一回大振出荷致候出荷者ハ本組合ニ於テ何時ニテモ計算出来候ヘバ至急受取相成度重ネテ及通知候

〔弥栄 愛沢晃家文書〕

三四九〔昭和一三年軍用干草製造週間実施について〕

昭和十三年八月二十五日

弥栄産業組合

各部落長殿

軍用干草製造週間実施ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客年多大ノ御配慮ヲ相煩ハシ候処軍部ニ於テハ本年度モ在支部追送用トシテ馬糧干草ヲ絶対ノ必要トスル趣ニテ調達方依頼有之候ニ就テハ前年同様村総動員シテ左記計画ニ基キ軍用干草製造週間ヲ催シ之レガ供出ヲ期スル事ト相成リ候条貴部落内ヘ夫々御周知ノ上供出上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

一、名称 軍用干草製造週間

二、期日 八月二十五日より七日間

以上

〔弥栄 愛沢晃家文書〕

三五〇〔昭和一四年弥栄信用販売購買組合水田小作人入札につ

いて〕

昭和十四年三月三日

福島県西白河郡中畑村大字中畑字稻荷釜一番地

保証 責任 弥栄信用販売購買利用組合

部落長 野内 勇殿

本組合水田小作入札ノ件

拜啓三月五日午前九時本組合事務所ニ於テ標記ノ件ニ関シ入札致ベク候条貴部内一般ニ御周知方相煩シ度此段及御依頼候也

記

一、水田第一区 棚倉県道端 約一町八反歩

一、水田第二区 第三部落裏 約七反歩

一、水田第三区 第三部落裏 約八反歩

開票 当日午前十時(以上)

〔弥栄 愛沢晃家文書〕

三五二〔昭和一九年三神村農業会の発足〕

二、農業会の足あと

大戦下の農業会

農業団体の公布

昭和十八年(一九四三)三月十一日「農業団体法」が生れ同年

九月施行され。

大東亜戦争が熾烈を極め、日本の敗色いよいよ濃く、戦局は一日と悪化していた。二月一日ガダルカナル島の撤退、四月十八日連合艦隊司令官山本五十六少将の戦死、つづいて五月二十九日アッツ島守備隊（山崎保代隊長）玉碎等、太平洋上の軍事拠点はことごとくアメリカの手中に落ち本土決算の様相が濃く、一億総戦士体制がしかれた。

戦時体制強化、立法措置相次ぐ

政府は軍需省・運輸通信省・農商省を設置、臨戦体制の強化を図るため、物資節約を目的に衣料・重油・揮発油・ガソリン等をキップ制とし、薪も配給制となった。

タバコも隣組配給となり、男子一日六本、ひかり一八銭から三〇銭、金鶏一〇銭から一五銭に引き上げられた。

又婦女子は、着物の長袖を切り、元袖に、女子学生は戦時型制服を制定して、政府の戦時体制にこたえた。

そのうえ、工場法戦時特例法を公布して決定した「女子学徒動員」には、勉学の道を笑顔でたち切り、乙女の身を油汗で汚し、尽国の念に徹していったのであった。

徴兵適令も一年引下げ、実施した。

十二月十五日銅像などの非常回収宣言、各学校の二宮尊徳像が

次々に姿を消していった。

農村では軍隊・軍需工場への徴用によって、労働力が極度に不足した。肥料や農機具の不足も甚だしく、生産力は低下の一途をたどった。

農業会の発足

政府は食糧増産応急対策を呼びかけて、これを防止しようとはかった。

米麦に変わる蔬菜、ばれいしょ増産にも学校の校庭や、住宅の庭まで畑となって自給増産がはかられた。

農村は、農業生産物の戦力的基地として、重要な役割を持つていった。

兵隊と兵器（軍需工場）と食糧

農業会はひべてこうした総動員態勢確立のために、要求されたものである。

産業組合や、農会・養蚕・畜産などの農業団体は、農業部門の単一系統団体として、これを統合し「農業会」という国策協力団体の看板をかかげたのであった。

わが村の農業会

わが村の農業会発足は、昭和十九年四月二十日である。設立総

会はこれよりさきの三月十八日である。三神村国民学校に一八〇名（本人出席六五名、委任一一五名）の農民が参集した。

午後一時三十分。設立委員長酒井寅三郎議長となり、関根幸四郎、塩沢新作を議事録署名人に指名し開会された。

提出議案は九件。

- 一、三神村農業会々則制定に関する件
 - 二、三神村農業会の出資引受に関する件
 - 三、三神村農業会の事業収支計画に関する件
 - 四、借入額最高限度に関する件
 - 五、一会員に対する貸付最高限度に関する件
 - 六、賦課金の賦課徴収方法に関する件
 - 七、農会の負担に帰すべき創立費及其償却方法に関する件
 - 八、会長・副会長及び理事推薦に関する件
 - 九、監事選任に関する件
- 以上の議案は満場の拍手で可決され、次の役員が選ばれた。
- 会長 酒井寅三郎 副会長 藤井英由
- 理事 猪谷弥兵衛 渡辺欣吾 赤塚勇 関根幸四郎 吉田輝治
- 大木広吉 円谷貞雄
- 監事 関根義直 坂路栄 藤井弥七
- 閉会は午後四時三十分であった。

初代会長に酒井寅三郎任命さる

翌四月一日設立認可申請を県知事に提出、四月二十日認可がおりたのである。

会長酒井寅三郎も同日付で福島県から会長を命ぜられた。三神村農業会はこうして「農業に関する国策に即応し、農業整備発達を図り、且つ会員の農業及経済の発達に必要な事業を行うこと」を目的とした、いわゆる民主的とはほど遠い、「官制農業会」的色彩を帯びて発足したのである。

〔三神農業協同組合「ふりかへる二十五年」抜粋〕

解説 明治二五年三月、県告諭第一号をもって農会組織の件が各地で進められ、矢吹村でも設立をはかったが、理解不十分のためか、明治二七年になっても設立されなかった。農会は農業技術の指導を通して農業の改良発達と農家経済の改善をはかる組織であった。(三三六)

これとは別に明治三〇年代に組合員の相互扶助を目的とした産業組合設立の機運が高まり明治三〇年に「矢吹村農事信用組合」が生れている。活動内容、その他不明であるが、貸付、貯金など経済上の相互扶助組織で、商業銀行資本攻勢に対する零細農民の防衛組織の役割を果たそうとしたものだろう。(三三七)

明治三三年産業組合法が公布され信用、購買、販売などを中心とする産業組合が各地に設立された。

中畑村では、大正元年に六四名の連名で設立申請を提出し、大正二年に許可されている。事務所は本村一一三番地小針静雄

氏宅を充てたが、業務は澄江寺の一角を借り受け、清原月潭師が専務理事となり、出資口数一五七口、一口一五円、内払込出資金七八五円、次の役員で信用事業と購買事業を開始した。

組合長理事	小針静雄
専務理事	清原月潭
理事	佐藤吉太郎
監事	仲島馬次
「」	鈴木虎次郎
「」	水戸捨吉
「」	遠藤重太郎
世話人	小林馬之助
「」	鈴木常蔵
「」	水戸角蔵
「」	佐藤留四郎

(三三八、三三九)

この当時の組合には期限があつて一五ヶ年であつた。そのため昭和二年総会が開かれ継続することが決議され、この年から新加入が認められ、本村八三人、根宿四五人、鍋内一五人、平鉢一〇人、原宿一四人、寺内二二人、長峯八人、松倉一二人、大畑一四人が加わる。昭和一年には倉庫が建ち翌二年には事務所も新設された。

三神村では、大正二年三月「無限責任三神信用購買販売組合」が発足したが、しばらくして自然休業状態となり、昭和一年三月「三神信用販売購買利用組合」として再発足している。大和久では大正二年にはまだ設立されず、矢吹町で設立資金のための施策を講じていることがわかる。(三四〇)

矢吹は、三神、中畑におくられて、大正八年六月に設立許可を

得「有限責任矢吹信用購買販売組合」が設立された。(三四二)

昭和一年九月二十九日には県宮開墾地域(中畑・矢吹・川崎・三神の各村一部地域)に「弥栄信用販売購買利用組合」が設置され、中畑字稻荷釜に事務所を置いた。これは昭和一八年一月中畑信用購買組合に合併されるまで続く。

昭和一八年三月「農業団体法」が公布され産業組合、農会、養蚕組合、畜産組合、茶業組合などが、国策として統合されることになり、中畑は昭和一九年四月六日、出資口数一、五〇九口、一口一五円、内払込出資金一九、七七四円二五銭、組合長小針静雄で中畑農業会として出発する。また三神は同年四月二〇日に組織替されている。矢吹もこのころであろう。

農業会は戦後「農業協同組合法」(昭和二年一月一九日)公布されるまで続き、その後、農業協同組合に発展改組される。

5 馬産・その他

三五二 (明治二年矢吹宿当方駒改め)

(表紙)

「明治二年

当蔵駒御改書上帳

巳八月九日

石川郡

矢吹宿」